

(案)

鶴岡市公共施設等総合管理計画

平成29年2月
(令和8年3月改訂)
山形県鶴岡市

【目次】

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 計画策定の背景	1
2. 市の概要	2
3. 計画の位置付け	3
4. 対象施設	4
5. 計画期間	5

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 人口の今後の見通しと課題	6
2. 公共施設等の状況と課題	8
(1) 公共建築物	8
(2) インフラ系施設	11
(3) 土地	15
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	15
(5) これまでの主な対策の実績	16
3. 公共施設等に係る中長期的な経費と課題	17
(1) 歳入歳出の推移	17
(2) 将来更新等費用シミュレーション	19

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1. 本計画の主旨	26
2. 目的と全体像	26
3. 基本原則	27
(1) 総量の適正化	27
(2) 安全性と利便性の確保	27
(3) 計画的な投資	27
4. 全体基本方針	28
(1) 点検・診断等の実施方針	28
(2) 維持管理の実施方針	28
(3) 安全確保の実施方針	28
(4) 耐震化の実施方針	28
(5) 修繕・更新・長寿命化・統廃合等の実施方針	29
(6) 民間技術等の活用に関する方針	29
(7) 議会及び市民との情報共有に関する方針	29
(8) ユニバーサルデザイン化に関する方針	29
(9) 脱炭素化の推進方針	30
(10) 職員の意識改革に関する方針	30

第4章 施設類型別基本方針について

1. 施設類型別基本方針の位置付け	31
2. 施設類型別基本方針（中期）	31
(1) コミュニティ関連施設	31
(2) 防災施設	32
(3) 消防施設	33
(4) 環境施設	35
(5) 自然学習施設	37
(6) 児童福祉施設	38
(7) 保健福祉施設	39
(8) 障害福祉施設	40
(9) 高齢福祉施設	41
(10) 病院施設	42
(11) 学校等	43
(12) 学術研究施設等	45
(13) 図書館・メディア施設	46
(14) 社会教育施設	48
(15) スポーツ施設	50
(16) 農業施設	51
(17) 漁港	52
(18) 産業振興施設	53
(19) 観光施設	54
(20) 公園施設	56
(21) 駐車駐輪施設	56
(22) 道路等	58
(23) 情報通信施設	60
(24) 斎場・墓園	61
(25) 公衆便所	62
(26) 市営住宅	63
(27) 下水道施設	64
(28) 庁舎等	65
(29) 土地	66

第5章 本計画の着実な推進に向けて

1. 取組体制	68
2. 計画管理・情報共有	68
(1) 施設類型別基本方針及び個別施設計画による計画管理	68
(2) 公共施設等の管理に関する情報の共有	68

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 計画策定の背景

現在、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等^{※1}の老朽化が進んでおり、安全性の確保や、維持管理費の増大等は、一部の地域にとどまらず日本全体に共通した重要な課題となっています。このことから国は、平成25年（2013年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年（2014年）4月には、公共施設等を管理する各省庁や地方自治体に対し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため「公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」を策定することを要請しました。

本市においても上記の課題は例外でなく、本市が所有する公共施設等の多くで、今後、急速な老朽化が進むことが予想されます。

また、昭和55年（1980年）以降、本市の総人口は減少し続けており、財源不足等が懸念されている中で、これまで増え続けてきた公共施設（いわゆるハコモノ）やインフラ施設（道路・下水道等）の規模を、今後も維持する場合、膨大な費用が、将来の特定の時期に集中して発生することが予想されます。

平成17年（2005年）の新市体制後は、行財政改革の取組等により、機能が重複する施設や余剰施設の処分・利活用等にも努めてまいりましたが、上述のような背景を受け、今後は、老朽化対策はもちろんのこと、少子高齢化や行政需要の変化にも配慮しながら、公共施設等の管理の適正化に対し、より一層、全庁的に取り組む必要があります。

上記のような背景を踏まえ、財政負担の軽減・平準化を図りながら、一方で、必要な投資をしっかりと見極めた上で着実に実施していくことで、「市民一人ひとりの暮らしや文化・産業・経済活動の展開の基盤」という公共施設等の本来的機能を、末永く確実に発揮させ続けることを目的に、平成28年度（2016年度）に本計画を策定します。

※1 総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」によると、公共施設等とは公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

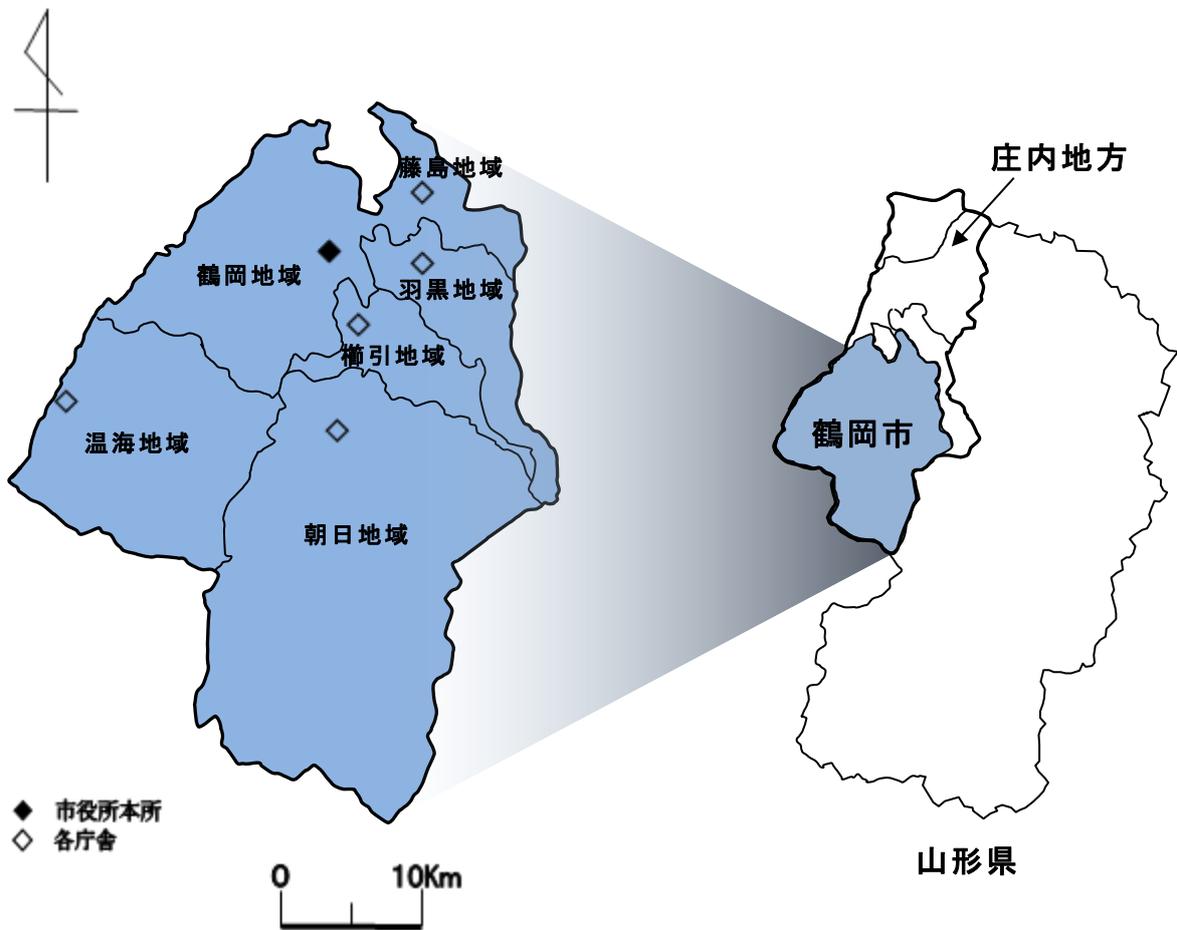
2. 市の概要

鶴岡市は山形県の北西部の南端に位置しています。

市域は、東北地方の市町村で最も広く、東西は約43km、南北は約56km、総面積は1,311.51km²に及びます。

地形は、北部に庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流し、この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、約42kmにわたって砂丘海岸と起伏に富んだ磯海岸が形成されています。

平成17年（2005年）10月1日に旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、榎引町、朝日村、温海町の1市4町1村が合併し、現在の鶴岡市となり、四季折々の豊かな自然のなか、農林水産業を基幹とした産業を営み、各地域の多彩な特性を反映した様々な伝統文化や生活文化を築きながら、さらなる地域コミュニティの発展・創造に努めています。

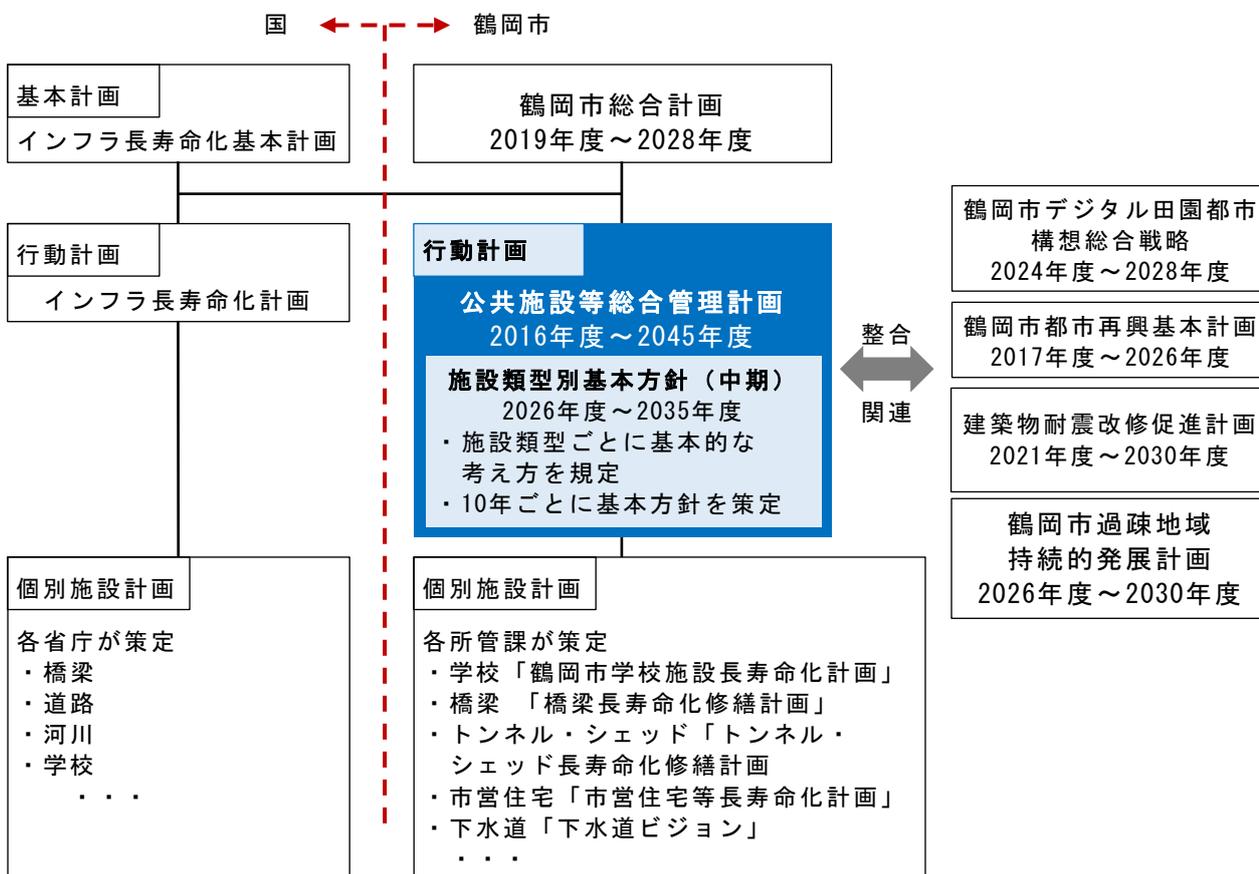


3. 計画の位置付け

本計画は、国のインフラ老朽化対策である「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として本市が作成する計画です。

本計画は「鶴岡市総合計画」の下位計画とし、既に策定済の他の計画との整合性に留意するとともに、「鶴岡市学校施設長寿命化計画（令和3年3月）」、「鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画（令和6年3月）」、「鶴岡市道路トンネル・シェッド長寿命化修繕計画（令和7年11月）」、「鶴岡市営住宅長寿命化計画（平成26年3月）」、「鶴岡市下水道ビジョン（令和4年3月）」は、総合管理計画と相互に関連する個別施設計画として位置付けます。

図1 他計画との関連図



4. 対象施設

本計画は、公共施設等の維持・修繕・更新等を中長期的視点で計画的に行うことで、市の財政負担を軽減・平準化することを目的の一つとしているため、公共施設全体を対象とする必要があります。よって、本計画では下記のとおり、建物系施設のほか、屋外スポーツ施設や屋外観光施設等の屋外系施設、道路・下水道・公園等のインフラ系施設もその対象に含むものとします。また、上位計画「総合計画後期基本計画」との関連を重視し、施設類型を設定しています。

表1 対象施設一覧

上位計画 「総合計画後期基本計画」 との関連	施設類型	公共建築物		インフラ系 施設	土地
		建物系 施設	屋外系 施設		
助け合い、支え合う地域 コミュニティづくりの推進	コミュニティ関連施設	○			
地域の防災・防犯力の強化	防災・防犯施設		○		
消防・救急体制の強化	消防施設	○	○		
資源循環型社会の形成	環境施設	○			
環境の保全・美化活動の推進	自然学習施設	○			
子ども・家庭・地域がともに 健やかに育つ環境の充実	児童福祉施設	○			
こころと体の健康づくりの推進	保健福祉施設	○			
障害者が自立して暮らせる 地域共生社会の実現	障害者福祉施設	○			
高齢者が健康で生き生きとした 地域の実現	高齢福祉施設	○			
医療提供体制の充実	病院施設	○			
次代を担う人づくりの推進	学校等	○	○		
	学術研究施設等	○			
地域における人づくりの推進	図書館・メディア施設	○			
文化芸術の振興	社会教育施設	○		○	
文化資源の保存・継承・活用					
市民スポーツの振興	スポーツ施設	○	○		

上位計画 「総合計画後期基本計画」 との関連	施設類型	公共建築物		インフラ系 施設	土地
		建物系 施設	屋外系 施設		
地域経済を支える農業生産の 拡大	農業施設	○			
水産物の安定供給と漁村 の活性化	漁港		○		
意欲を喚起し市民の暮らしを 支えるはたらく場の確保・振興	産業振興施設	○			
本市の産業を支え発展に導く はたらく人の確保・育成					
農業を支える人材の育成・確保					
鶴岡ならではの観光の振興	観光施設	○	○		
快適な都市環境の形成	公園施設			○	
	駐車駐輪施設		○		
交流・連携の推進と基盤の整備	道路等			○	
	情報通信施設		○		
安全・安心な生活基盤の整備	斎場・墓園	○			
	公衆便所	○			
	市営住宅	○			
	下水道施設	○	○	○	
全般	庁舎等	○			
	土地				○

注 延床面積が僅少な施設については総合管理計画の対象から除外しています。また、上水道施設は、令和8年度から庄内圏域の2市1町による広域水道企業団による事業を開始する点を考慮し、対象から除外しています。

5. 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）～令和27年度（2045年度）までの30年間とし、今後の取り組み状況の進捗や社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

なお、公共施設等の更新等に要する費用は、令和8年度（2026年度）～令和37年度（2055年度）までの30年間で試算します。

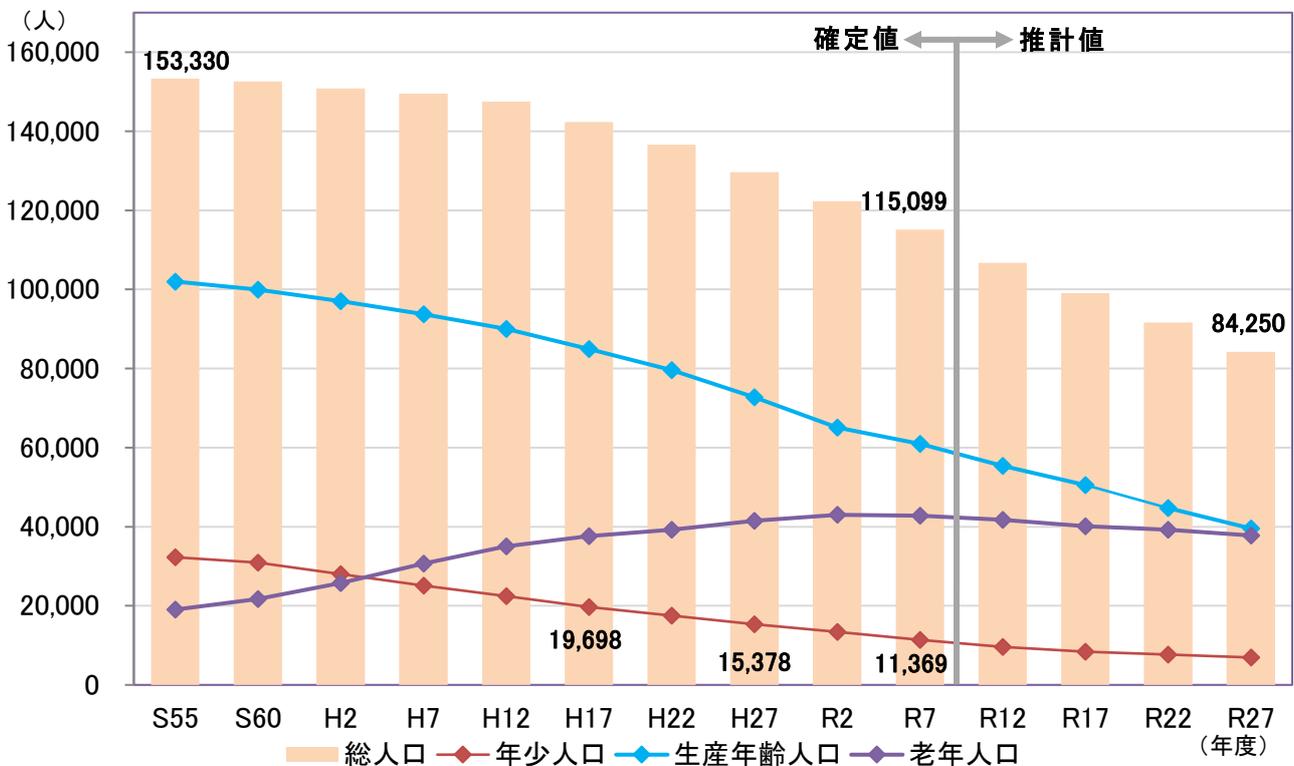
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 人口の今後の見通しと課題

昭和55年（1980年）に153,330人であった本市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、令和7年（2025年）時点では115,099人と約25%減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値によると、本市の総人口は令和27年（2045年）には84,250人にまで減少するとされています。^{※2}

図2 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移

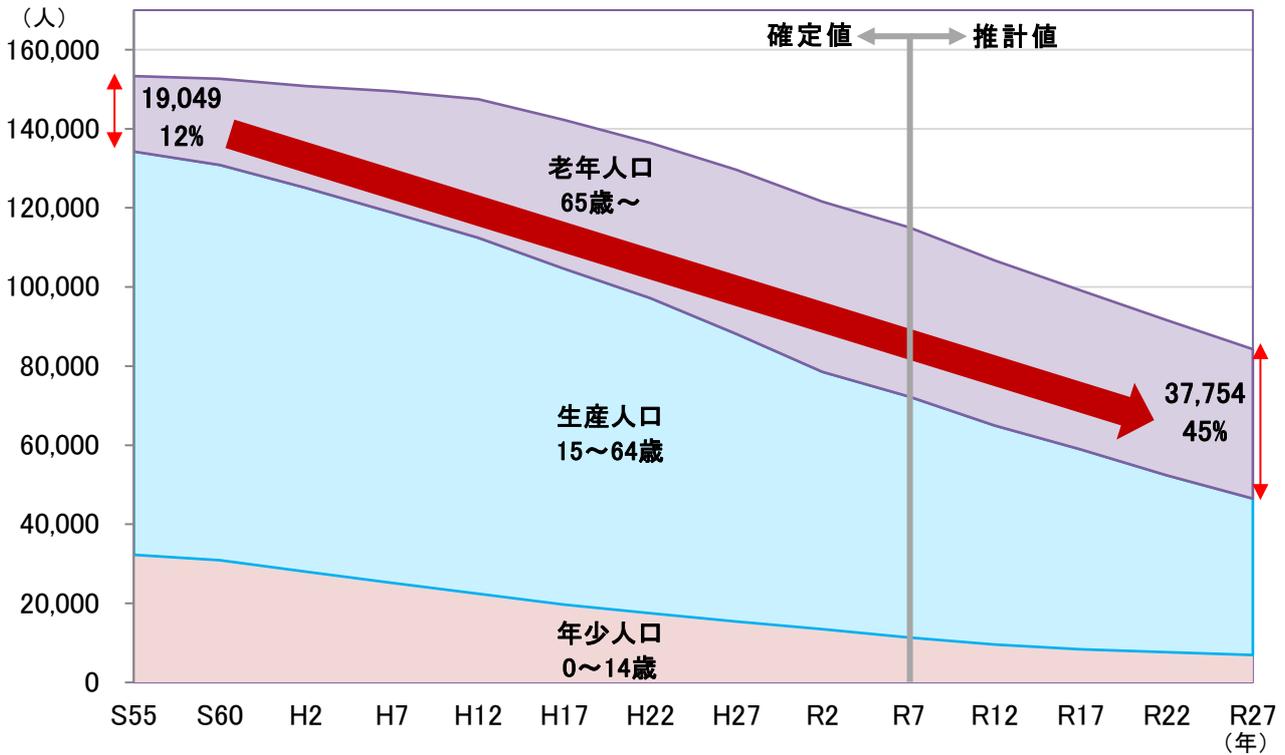


※2 「国勢調査」及び「※国立社会保障・人口問題研究所推計値」
令和7年度の数値は令和7年9月30日現在の住民基本台帳人口

また、年少人口（15歳未満の人口）と生産年齢人口（15歳～65歳未満の人口）は総人口に比例して減少が続いており、特に年少人口は、平成17年（2005年）時点で19,698人であったものが、令和7年（2025年）時点では11,369人となり、20年間で約42%の減少となるなど、少子化の進行が数値に表れています。

一方、老年人口（65歳以上の人口）は、生産年齢人口が順次老年期に移行したこと、また、平均寿命が延びていること等の理由により一貫して増加傾向にあり、昭和55年（1980年）に老年人口が総人口に占める割合は約12%（19,046人）でしたが、令和27年（2045年）には45%（37,754人）にまで増加することが見込まれています。

図3 総人口と年齢（3区分）別人口の推移



こうした人口減少及び少子高齢化の進行により、公共施設等の利用者の減少、あるいは、公共施設等に対するニーズの変化といった事象が、徐々に見受けられるようになってきました。

このような環境の変化に対応し、公共施設等の配置の見直しに取り組んでいかなければ、公共施設の余剰という問題を招きかねません。

人口減少による余剰施設の発生
～公共施設等の“量”の課題～

2. 公共施設等の状況と課題

令和6年度(2024年度)末を基準日とし、公共施設等の状況は以下のとおりです。

(1) 公共建築物

① 建物系施設

ア. 施設類型別整備状況

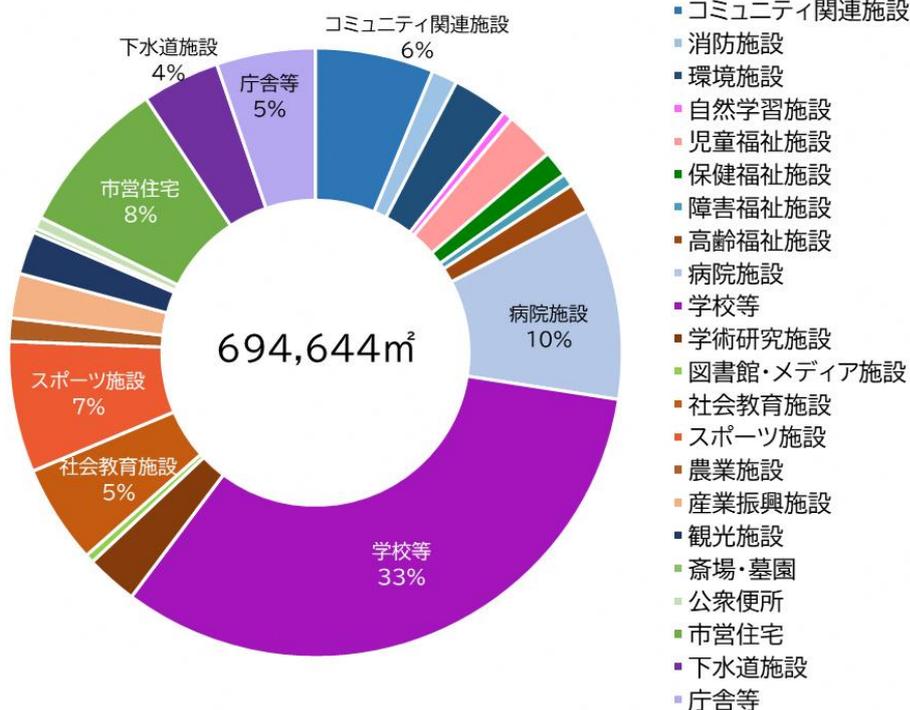
建物系施設は、498施設(総延床面積694,644㎡)保有しており、人口115,669人(令和6年度末時点住民基本台帳人口)における、市民一人当たりの延床面積は、6.00㎡です。

施設類型別の延床面積は、学校等が全体の33%と最も多く、次いで、病院施設10%、市営住宅8%の順となっています。

表2 建物系施設の施設類型別延床面積構成比

コミュニティ関連施設	36施設	43,381㎡	病院施設	7施設	70,449㎡	観光施設	22施設	15,744㎡
消防施設 ※ポンプ庫等除く	9施設	9,445㎡	学校等	43施設	227,736㎡	斎場・墓園	4施設	1,682㎡
環境施設	7施設	20,372㎡	学術研究施設等	3施設	18,975㎡	公衆便所	196施設	4,333㎡
自然学習施設	4施設	3,572㎡	図書館・メディア施設	3施設	3,147㎡	市営住宅	16施設	58,108㎡
児童福祉施設	23施設	18,220㎡	社会教育施設	17施設	36,363㎡	下水道施設	39施設	28,435㎡
保健福祉施設	6施設	9,594㎡	スポーツ施設	21施設	48,223㎡	庁舎等	17施設	36,209㎡
障害福祉施設	4施設	4,718㎡	農業施設	5施設	8,533㎡	合計	498施設	694,644㎡
高齢福祉施設	4施設	10,929㎡	産業振興施設	12施設	16,474㎡			

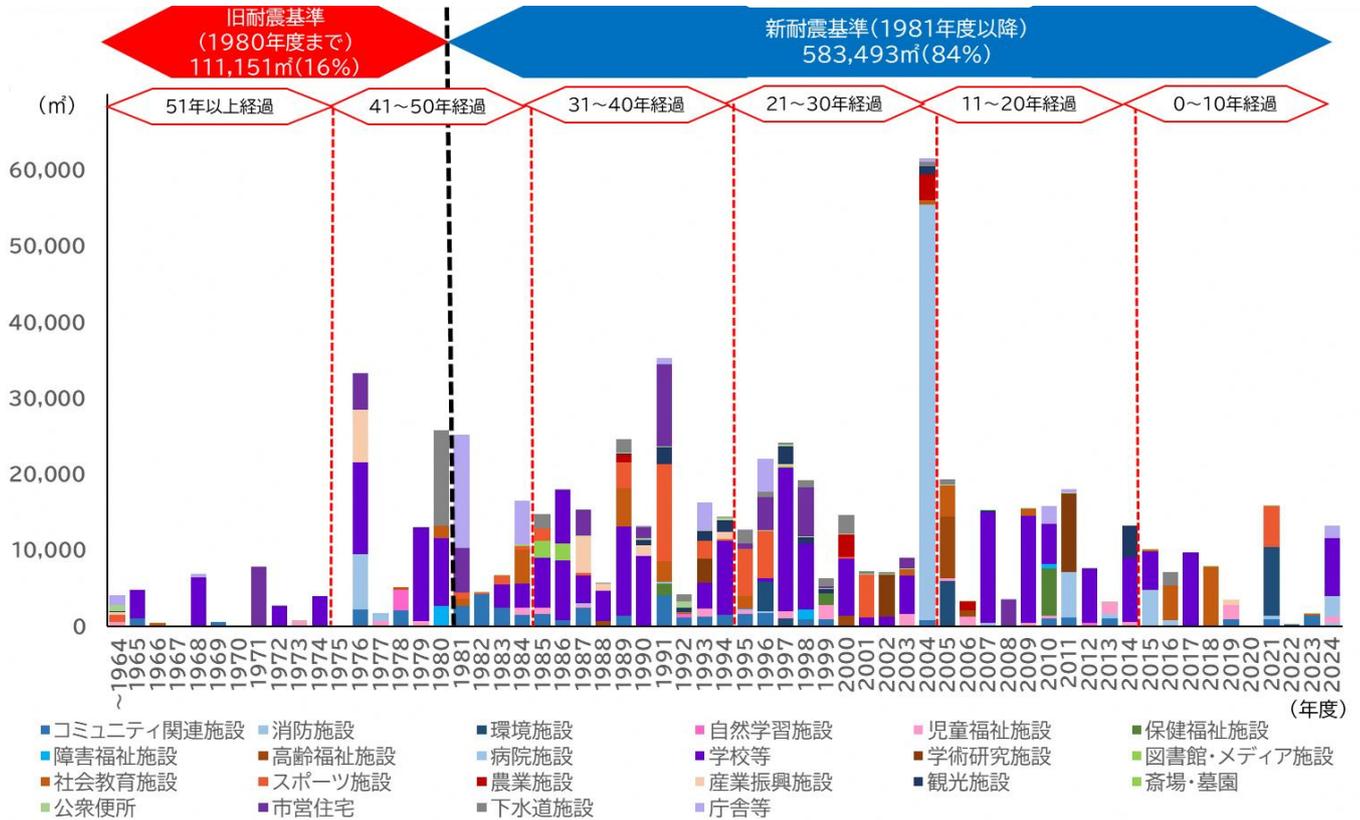
※屋外系施設は除く



イ. 年度別・施設類型別整備状況

年度別整備状況を見ると、新荘内病院を建設した平成16年度（2004年度）が最も多く、次いで、小真木原総合体育館や稲生住宅等を整備した平成3年度（1991年度）となっています。

図4 建物系施設の施設類型別・年度別整備状況



令和6年度（2024年度）末時点で、建物系施設全体に占める、築31年以上が経過している施設の割合は46.9%です。

現状の施設を更新せず、そのまま所有し続けると仮定した場合（以降、同条件）、築31年以上が経過している施設の割合は、10年後には73.4%、20年後には90.0%に達する見込みです。

表3 建物系施設の経過年数状況

51年以上経過 又は不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
31,940㎡	132,145㎡	161,631㎡	184,143㎡	115,245㎡	69,540㎡
4.6%	19.0%	23.3%	26.5%	16.6%	10.0%

31年以上経過割合 現在 46.9% 10年後 73.4% 20年後 90.0%

ウ. 耐震化状況

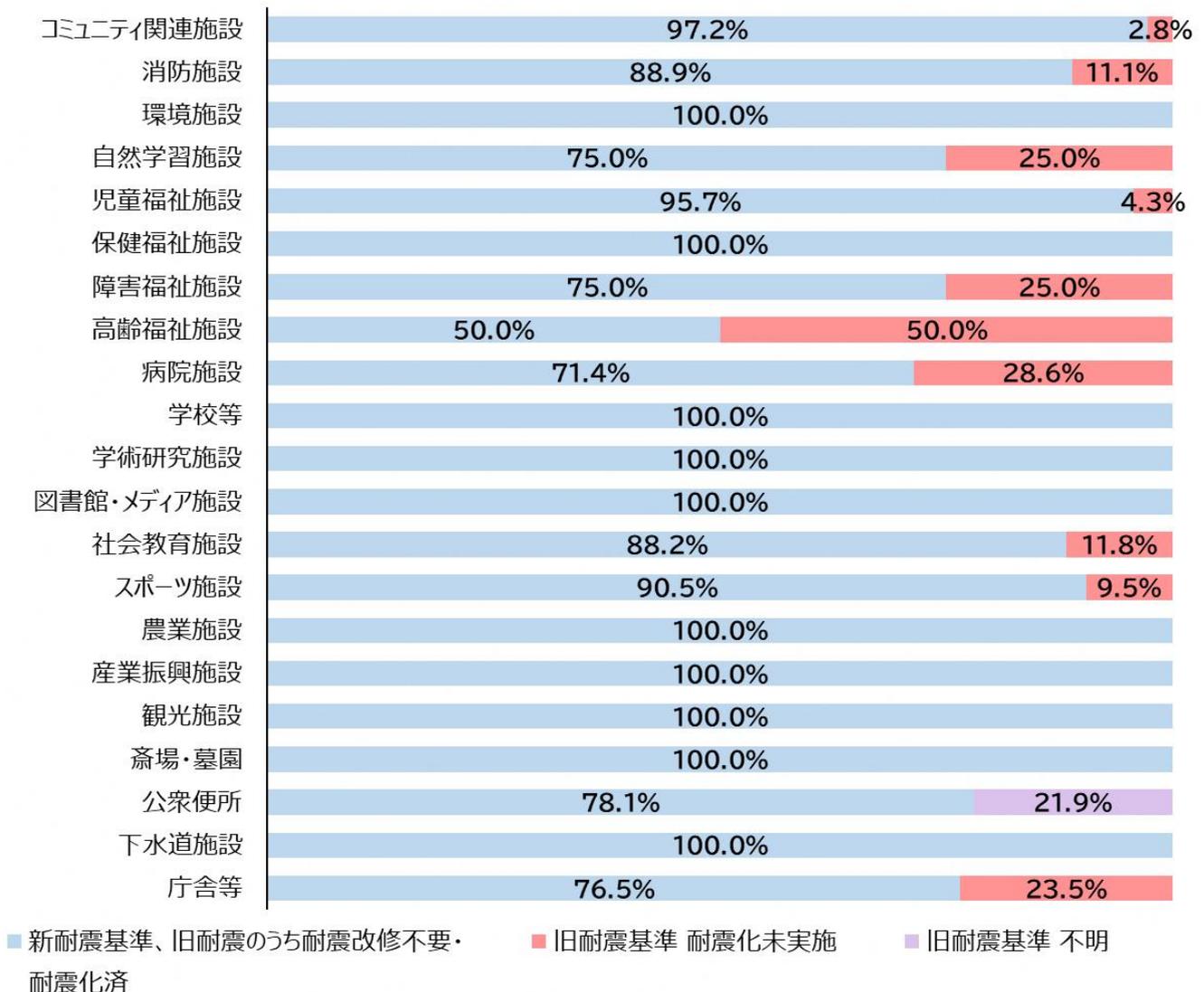
本市の所有する建物系施設のうち、新耐震基準により建設、若しくは旧耐震基準により建設されたもので、そのうち耐震改修不要又は耐震化済である施設は、建物系施設全体の88.0%です。

表4 建物系施設の耐震化状況

新耐震基準、旧耐震のうち 耐震改修不要・耐震化済	旧耐震基準	
	耐震化未実施	不明
88.0%	3.4%	8.6%
	12.0%	

大半の施設は、耐震化を進めてきましたが、一部の施設は老朽化による建替えや廃止の時期を見越して、耐震化していないことから、それらの施設については一定の方向性を検討する必要があります。

図5 建物系施設の施設類型別耐震化状況



※昭和56年（1981年）5月31日までに建築されたものを旧耐震、昭和56年（1981年）6月1日以降に建築されたものを新耐震としています。

②屋外系施設

屋外系施設は防災・防犯施設、屋外消防施設、屋外学校施設、屋外社会教育施設、屋外スポーツ施設、漁港、屋外観光施設、駐車駐輪施設、情報通信施設及び屋外下水道施設です。

表5 屋外系施設の概要

施設類型		施設数 等
防犯・防災施設	防災無線	196 局
屋外消防施設	防火水槽	1,179 槽
屋外学校施設	グラウンド	36 箇所
	プール	25 槽
屋外社会教育施設	史跡	1 施設
屋外スポーツ施設		18 施設
漁港		8 港
屋外観光施設		6 施設
駐車駐輪施設		5 施設
情報通信施設		8 施設
屋外下水道施設	浄化槽	512 槽

(2) インフラ系施設

①道路・林道

本市が管理する道路は実延長1,525km、路線数は3,584路線であり、林道は総延長324km、路線数は177路線です。

表6 道路・林道の整備状況

分類	路線名	数量	実延長 (km)
市道	市道1級	137路線	238
	市道2級	149路線	193
	市道その他	3,298路線	1,094
	合計	3,584路線	1,525
林道	林道1級	3路線	36
	林道2級	91路線	181
	林道3級	57路線	87
	林道その他	26路線	20
	合計	177路線	324
トンネル		5本	1
シェッド		3箇所	0.1

② 橋梁

橋梁数は956橋（道路橋842橋、農道橋20橋、林道橋94橋）、橋梁面積は87,041㎡であり、構造別に見ると、PC・RC橋は806橋で61,466㎡、鋼橋は146橋で25,427㎡、そして木橋・その他は4橋で148㎡となっています。

図6 橋梁の年度別整備状況

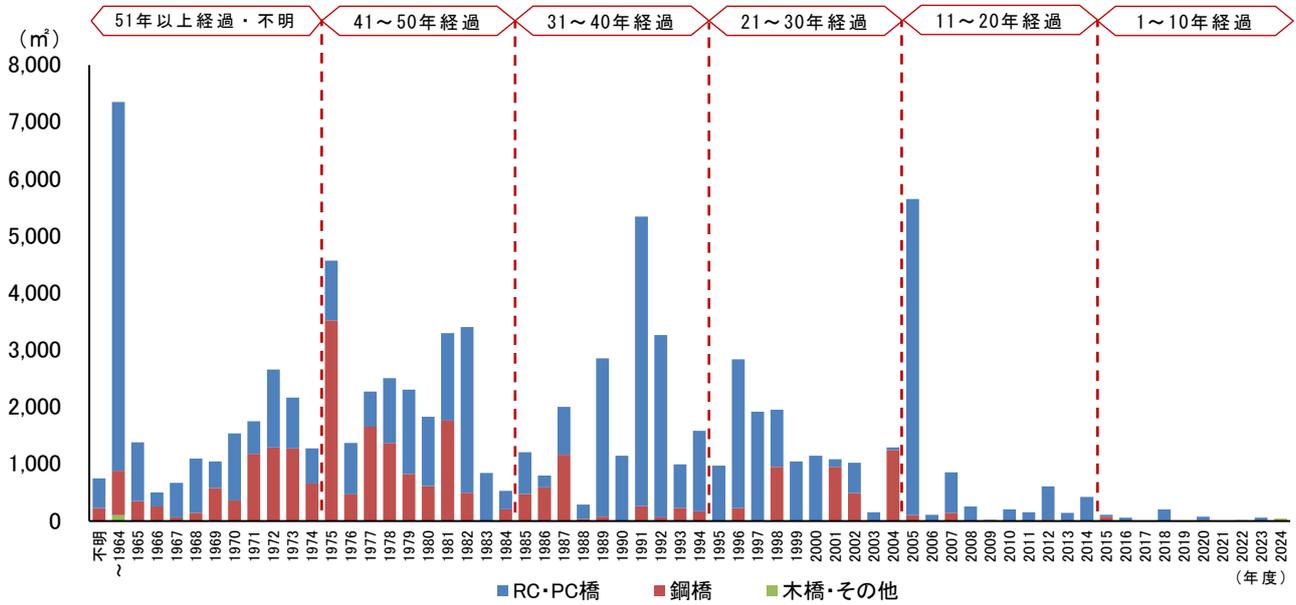


表7 橋梁の経過年数状況

51年以上経過 又は不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
22,182㎡	22,937㎡	19,485㎡	13,440㎡	8,425㎡	572㎡
25.4%	26.4%	22.4%	15.4%	9.7%	0.7%

31年以上経過割合 現在 74.2% ▶ 10年後 89.6% ▶ 20年後 99.3%

③公園

公園数は186園で、総開設面積は157haです。

図7 公園の年度別整備状況

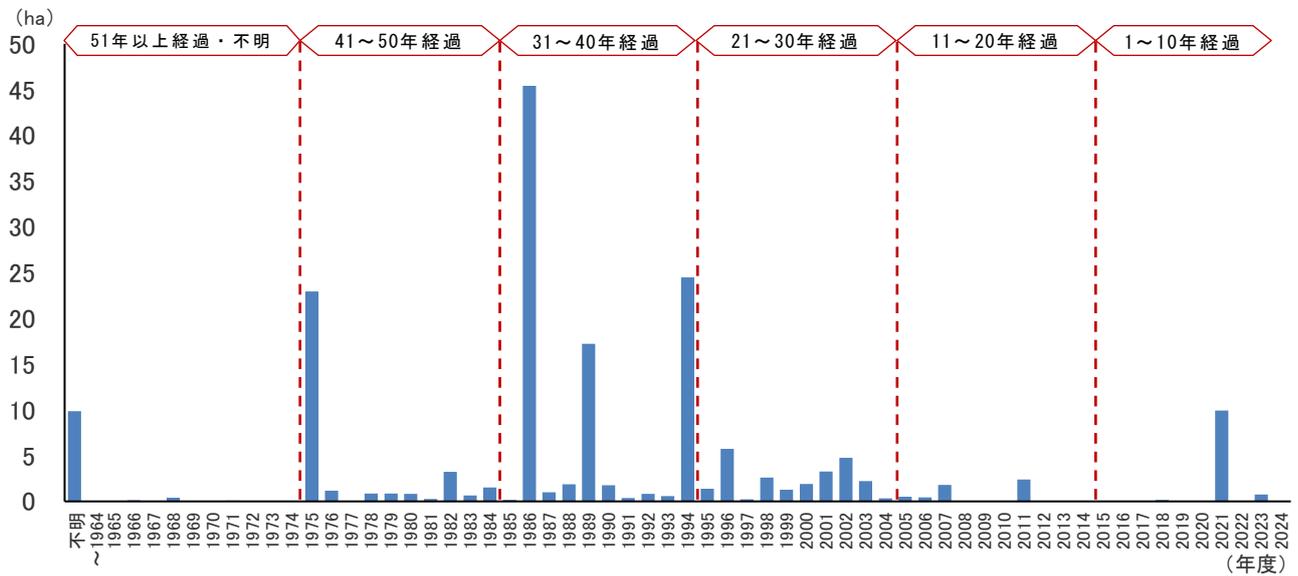


表8 公園の経過年数状況

51年以上経過 又は不明	41~50年 経過	31~40年 経過	21~30年 経過	11~20年 経過	1~10年 経過
24ha	33ha	73ha	21ha	5ha	1ha
15.3%	21.0%	46.5%	13.2%	3.4%	0.6%

31年以上経過割合 現在 82.8% 10年後 96.0% 20年後 99.4%

④ 下水道・集落排水管渠

下水道管渠が延長約772km、集落排水が延長約252kmとなっています。

図8 下水道管渠及び集落排水管渠の年度別整備状況

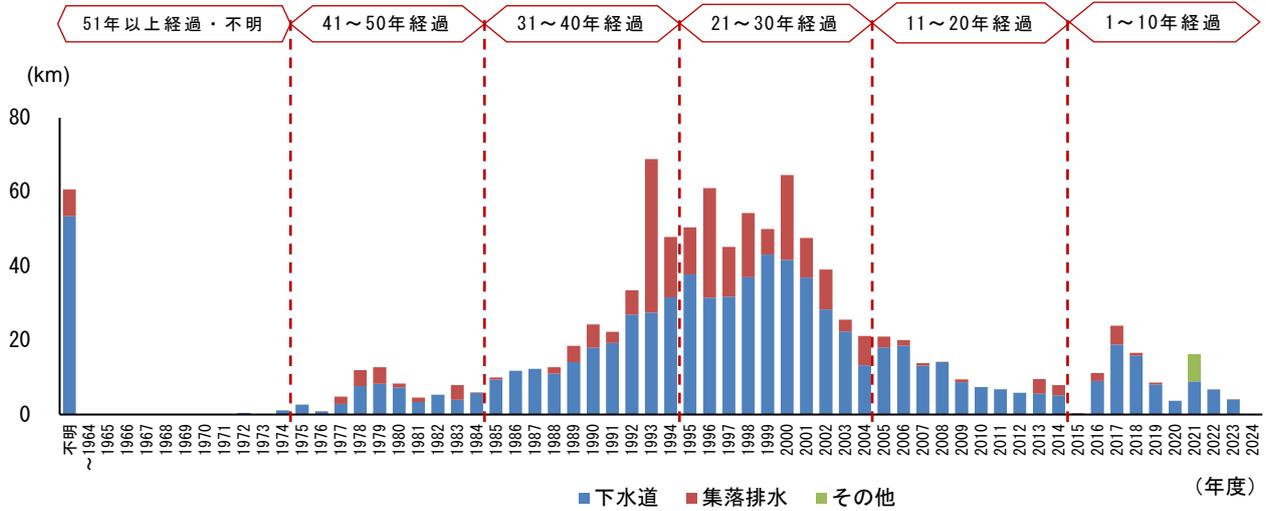


表9 下水道・集落排水管渠の経過年数状況

	51年以上経過 又は不明	41～50年 経過	31～40年 経過	21～30年 経過	11～20年 経過	1～10年 経過
下水道 管渠	53.2km	46.6km	176.1km	313.0km	93.6km	89.5km
	6.9%	6.0%	22.8%	40.6%	12.1%	11.6%
集落排水	6.0km	16.2km	76.7km	129.6km	2.9km	20.6km
	2.4%	6.4%	30.4%	51.4%	1.2%	8.2%
その他	0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	7.1km
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

31年以上経過割合 現在 38.6% 10年後 79.9% 20年後 89.3%

(3) 土地

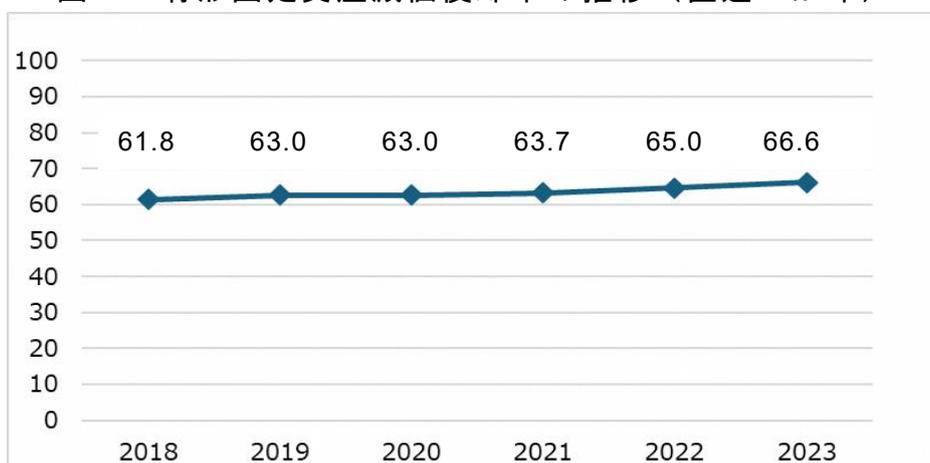
普通会計に係る土地約53.7km²を有しており、公営企業会計に係る土地も含めると、市有地全体の面積は約53.9km²となっています。

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

本市の有形固定資産減価償却率は60%台で推移しています。

図9 有形固定資産減価償却率の推移（直近6か年）※3



※3 地方公会計制度に基づく財務書類（令和元年度～令和5年度）より

(5) これまでの主な対策の実績

年度	事業概要
H29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・加茂小学校と大山小学校との統合 ・山五十川古典芸能收藏館を自治会に譲渡
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧田川小学校を改修・転用し、田川コミュニティセンターを移転 ・養護老人ホーム友江荘を民間移管 ・栄小学校と京田小学校との統合 ・長沼小学校と藤島小学校との統合 ・羽黒第一小学校と羽黒第二小学校との統合
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧羽黒第四小学校を改修・転用し、羽黒第四地区地域活動センターを移転
R2 (2020)	
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧小堅小学校を改修・転用し、小堅コミュニティセンターを移転（旧小堅コミュニティセンターを解体）
R4 (2022)	
R5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・e-でわネット（公設公営光通信インターネットサービス事業）の民間移行に係る関連設備の撤去
R6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ・朝暘第五小学校と第五学区放課後児童クラブの合築

今後、公共施設等に対しては、少子高齢化の進展による世代構成の変化により、安全性の確保はもとより、これまで以上に利便性が求められていくと考えられます。

一方で、少子高齢化が進む中、本市の公共施設等においても急速に老朽化が進行し、安全性や利便性の低下要因となることが懸念されます。

**老朽化による施設機能の低下
～公共施設等の“質”の課題～**

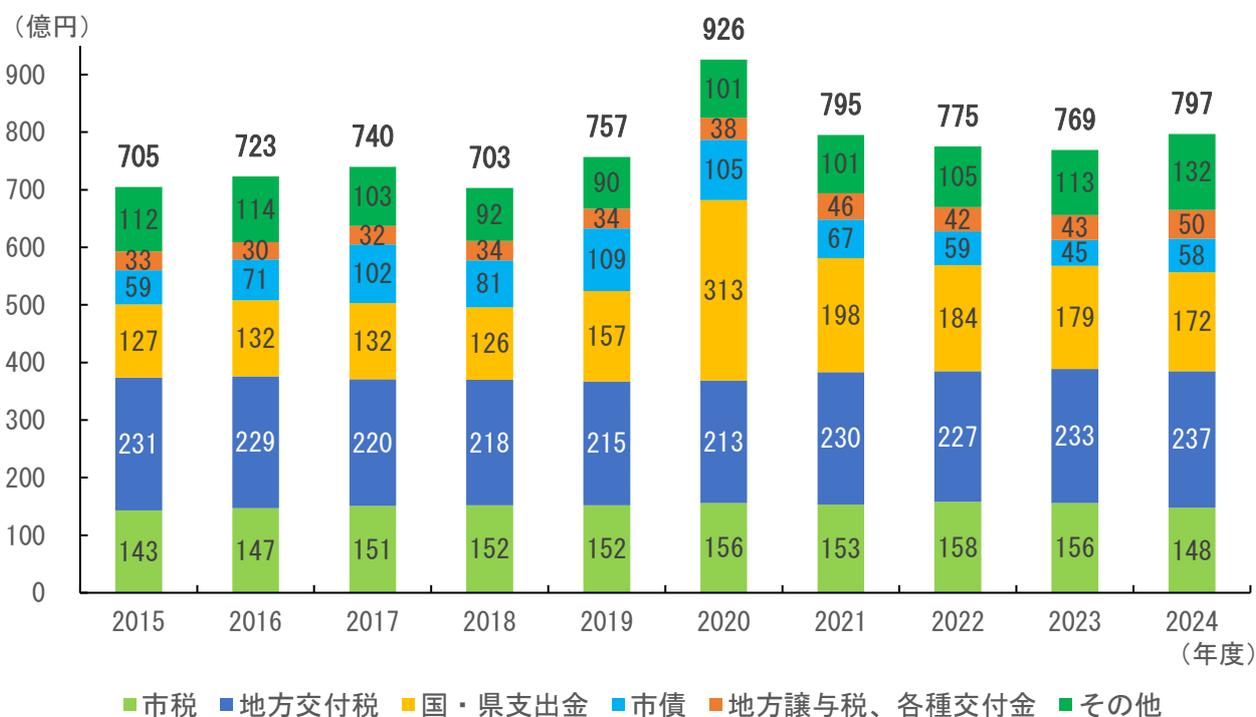
3. 公共施設等に係る中長期的な経費と課題

(1) 歳入歳出の推移

① 歳入

本市の普通会計における歳入総額は、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）の直近10か年は、コロナ禍の影響を受けた令和2年（2020年）の926億円を除き、700億円台で推移しています。なお、市税は同期間、約150億円で推移しており、将来人口推計で生産年齢人口の減少が見込まれている中、中長期的には市税収入の減少が予想されます。

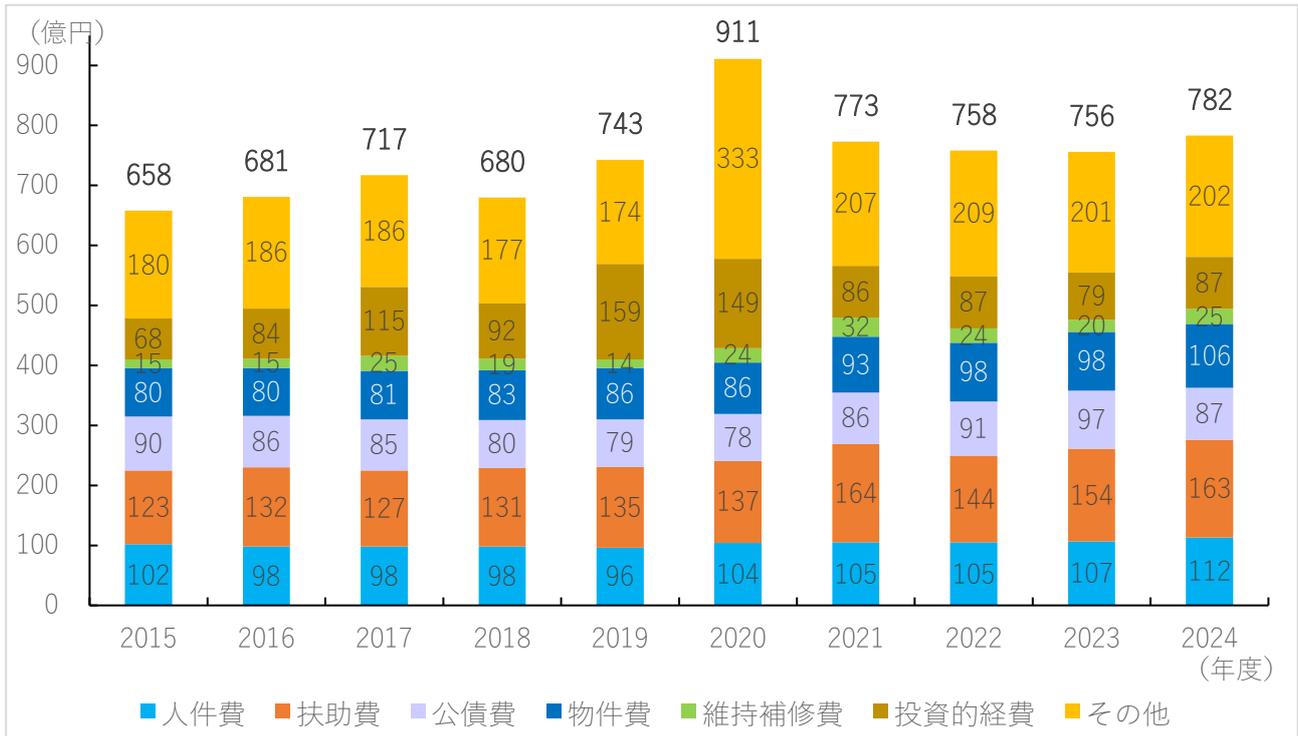
図10 歳入の推移



②歳出

歳出総額は、増加傾向にあり、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）の直近10か年は、コロナ禍の影響を受けた令和2年（2020年）の911億円を除き、600億円台から700億円台後半の間で推移しています。今後は、高齢化の進展による扶助費の増加や公債費が80億円台の高い水準で継続することが見込まれます。また、上述のように、市税の増加を見込むことも難しいことから、投資的経費については、財源確保や基金の活用を含め、事業の平準化を図る必要があります。

図11 歳出の推移



(2) 将来更新等費用シミュレーション

① 公共建築物

ア. 建物系施設

現在保有している施設を今後もそのまま維持し、耐用年数経過時に単純更新するものとした場合の施設の維持管理・更新等に係る中期的な経費の見込みを試算すると、建物系施設は今後30年間では3,293.8億円が必要と推計され、1年当たりの平均費用は約109.8億円となります。

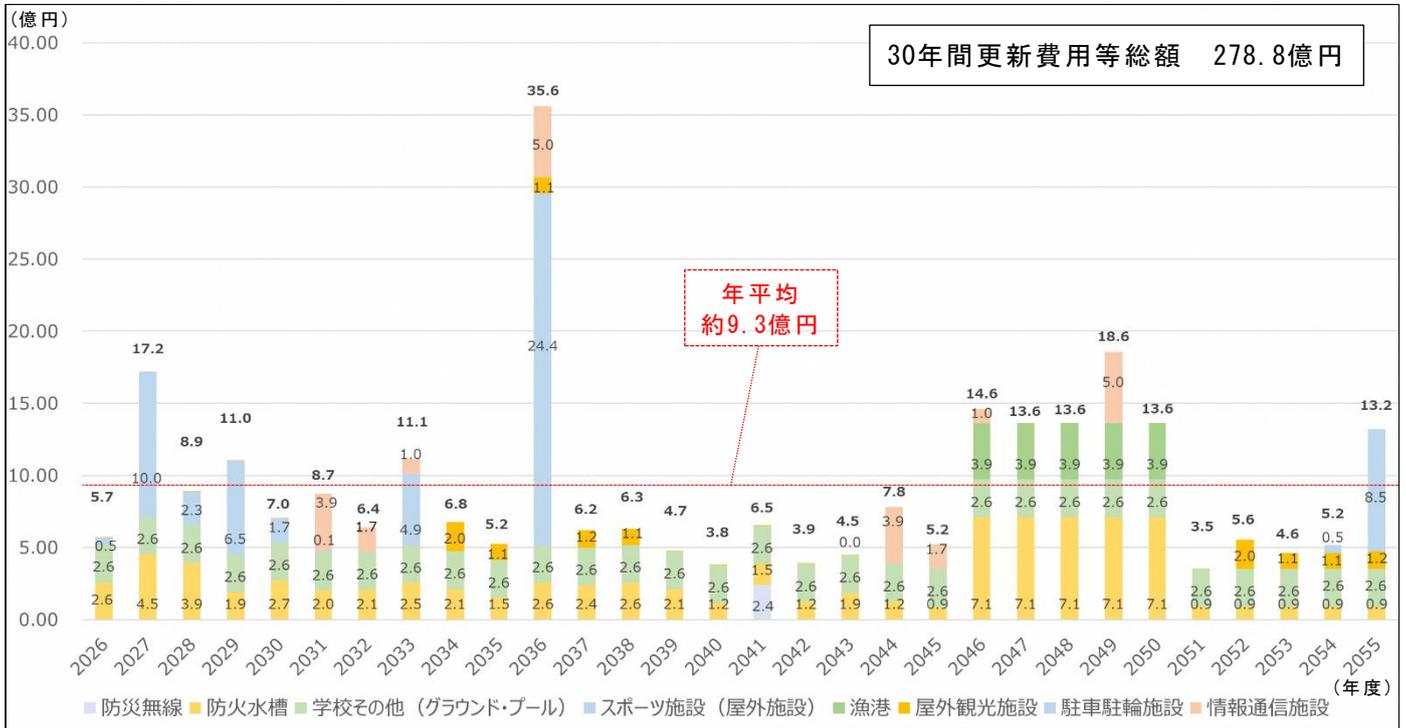
図12 建物系施設の更新等に要する費用の推計



イ. 屋外系施設

屋外系施設の更新等に係る中期的な経費の見込みを試算すると、今後30年間では278.8億円が必要と推計され、1年当たりの平均費用は約9.3億円となります。

図13 屋外系施設の更新等に要する費用の推計



②インフラ系施設

インフラ系施設の更新等に係る中期的な経費の見込みを試算すると、今後30年間では1,123.7億円が必要と推計され、1年当たりの平均費用は約37.5億円となります。

図14 インフラ系施設の更新等に要する費用の推計

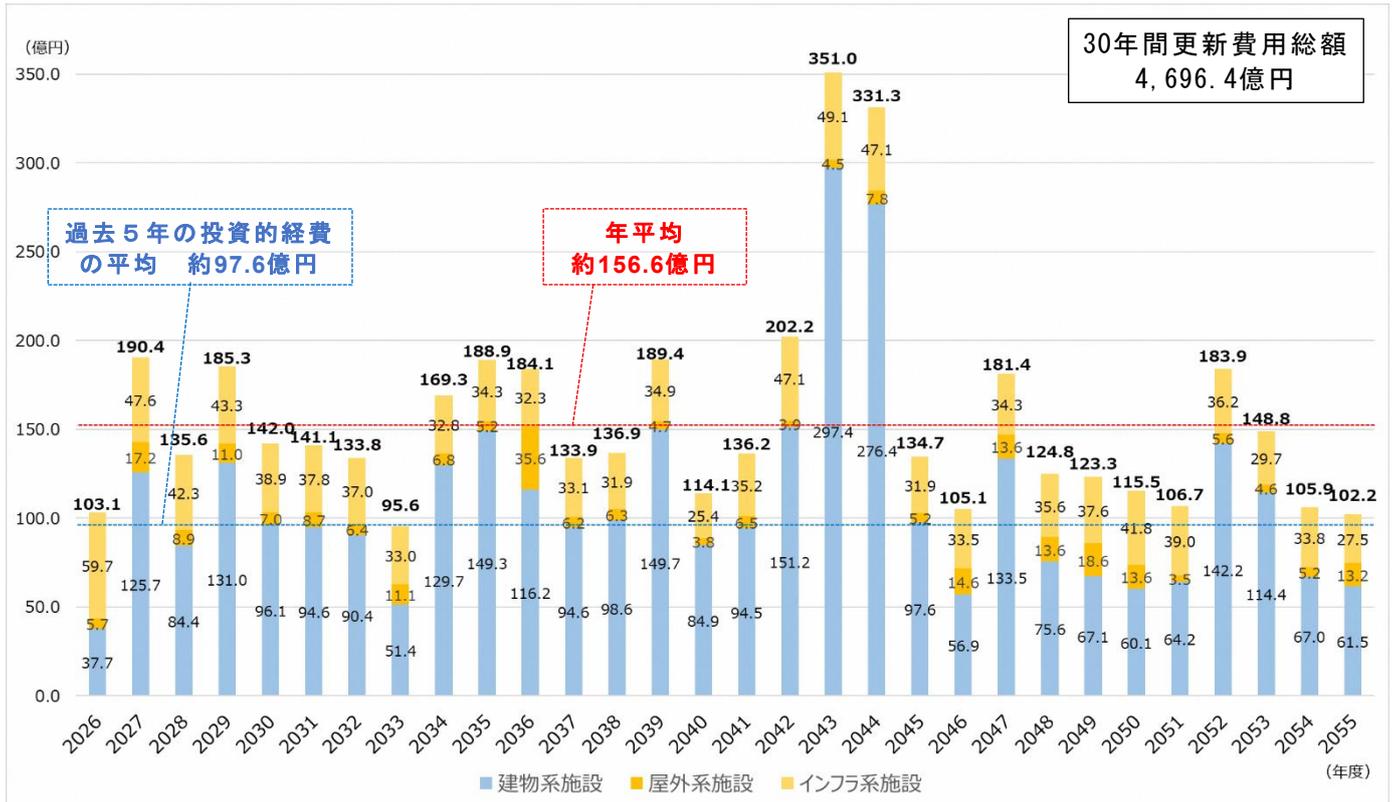


③公共施設等全体

公共施設等（建築系施設、屋外系施設、インフラ系施設）の中期的な経費の見込みを試算すると、今後30年間では4,696.4億円が必要と推計され、1年当たりの平均費用は約156.6億円となります。

過去5年間の投資的経費の1年当たりの平均は97.6億円であることから、これと比較して約1.6倍の費用が必要になります。

図15 公共施設等の更新等に要する費用の推計



④ 充当可能な地方債・基金等の財源見込み

今後30年間の公共施設等全体の更新等に要する費用4,696.4億円に対し、充当可能な地方債や基金等の財源見込みは3,782.6億円であり、913.7億円を一般財源で対応する必要があり、1年当たりの平均では30.5億円が見込まれます。

表10 更新等に要する費用に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み (億円)

	更新等に 要する費用 ①	財源見込み			【参考】 一般財源 (1年当たり) ⑤ (④/30)
		地方債* ②	基金* ③	一般財源 ④ ①-(②+③)	
公共施設等全体	4,696.3	3,757.0	25.6	913.7	30.5

* 地方債：①×80%で試算

* 基金：公共施設整備基金の令和6年度末残高

⑤ 長寿命化対策による効果額

今後の建物の更新費用等の見込みを、耐用年数経過時に施設を単純更新した場合と長寿命化対策を実施した場合でそれぞれ試算すると、その差額が長寿命化対策による削減効果額として、今後30年間では1,262.4億円、1年当たりでは42.1億円と見込まれます。

表11 長寿命化対策の削減効果 (億円)

	耐用年数経過時に 単純更新した場合 ①		長寿命化対策を 反映した場合 ②		削減効果 ③-①		
	①		②		③		
	30年間	1年当たり	30年間	1年当たり	30年間	1年当たり	
更新費+解体費	2,277.2	75.9	587.7	19.6	▲1,689.5	▲56.3	(74%)
大規模改修費	925.4	30.9	514.9	17.2	▲410.5	▲13.7	(44%)
長寿命化改修費	—	—	840.7	28.0	840.7	28.0	—
維持管理費	91.2	3.0	88.1	2.9	▲3.1	▲0.1	(3%)
合計	3,293.8	109.8	2,031.4	67.7	▲1,262.4	▲42.1	(38%)

※本試算は、あくまで推計値であり、実際の費用とは異なります。

今後も現状の投資的経費等が維持されると仮定しても、公共施設等の総量を計画的に適正化していかなければ、更新費用が捻出できなくなってしまう。

長寿命化、複合化、集約化、廃止等による更新費用の軽減を図るとともに、更新費用が特定の時期に集中しないよう平準化を図る必要があります。

**課題：更新費用の増加と集中
～公共施設等の“コスト”の課題～**

【補足】将来更新等費用の試算方法

試算条件

- ・令和8年度(2026年度)から令和37年度(2055年度)までの、更新・改修・維持費を推計する。
- ・各施設・インフラの個別施設計画・長寿命化計画が策定済みの際は、その数値を引用。なお、令和37年度(2055年度)までの推計が実施されていない場合は、各計画の推計期間の平均値を、令和37年度(2055年度)まで毎年計上する。
- ・未策定や各費用が未計上の場合は、別途下記の方法に則り各費用を試算する。
- ※一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の提供する「公共施設更新費用試算ソフト(総務省推奨)」が令和2年(2020年)3月でサポートが終了していることから、費用の算出方法(工事単価×面積)は継承しつつも、単価については近年の人件費や物価高騰を考慮した、新たな単価を設定する(後述参照)。

① 建物系施設

- ・適正化(長寿命化・再編等)した場合(適正化型)と、基準年度の施設総量を維持し続ける場合(従来型)の経費を試算し、比較する。

【共通】

- ・施設更新時は、既存と同規模・構造・機能・取得価格の施設を整備する。
- ・維持修繕費は、令和6年度(2024年度)決算統計の維持補修費のうち、インフラ(道路、橋梁、河川、砂防、港湾、都市計画)を除く費用を各施設の面積に応じて按分し、維持し続ける間は費用を計上する。
- ・更新・建替え等の各工事費は表Aに準じる(当初計画時の単価について、建設工事費デフレーターを考慮し設定)。
- ・長寿命化改修及び建替えに係る工事は期間を2年間要することとし、各工事費はその期間で按分する。

【従来型】

- ・各施設の法定耐用年数を目標耐用年数とする。
- ・目標耐用年数の1/2を迎えた年度に、事後保全型大規模改修を実施する。
- ・目標耐用年数を迎えた翌年度に施設を建替える。

【適正化型】

- ・個別施設計画等の更新政策に応じ、今後の施設方針(長寿命化・現建築を建替え・現建築を長寿命化せず維持・現建築を解体・機能の廃止および除却)を設定する。
- ・構造別に目標耐用年数を表Bのとおり設定。ただし、市営住宅は「鶴岡市営住宅等長寿命化計画(平成31年2月)」に則り、目標耐用年数を一律で75年とする。
- ・目標耐用年数が50年以上の場合は、目標耐用年数が1/4及び3/4(端数切捨て)を迎えた年度に予防保全型大規模改修を実施、また1/2を迎えた年度に長寿命化改修を実施する。60年未満の場合、目標耐用年数の1/2を迎えた年度に事後保全型大規模改修を実施する。
- ・目標耐用年数を迎えた翌年度に施設を建替える。
- ・施設を廃止する場合は、目標耐用年数を迎えた翌年度に解体を実施する。

表A 機能別更新・改修単価(万円/m²)

施設類型	建替え	長寿命化改修・事後保全型大規模改修	予防保全型大規模改修	解体
コミュニティ関連施設、消防施設、病院施設、学術研究施設等、図書館・メディア施設、自然学習施設、社会教育施設、農業施設、産業振興施設、庁舎等	54.5	32.7	13.6	3.8
環境施設、児童福祉施設、社会福祉施設、障害福祉施設、高齢福祉施設、スポーツ施設、観光施設、斎場・墓園、公衆便所、下水道施設	49.0	29.4	12.3	
学校等	44.9	26.9	11.2	
市営住宅	38.1	22.9	9.5	

表B 構造別目標耐用年数

構造	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造 (RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)、鉄骨造 (S)、鉄筋コンクリートと鉄骨の混構造 (RS、S+RC)	80年
木造 (W)、軽量鉄骨造 (LGS)、ブロック造 (CB)、その他	50年

② 屋外系施設

- ・屋外系施設については、前計画の試算結果を参考に、「建設工事費デフレーター（2015年度基準）建設総合」及び施設数量の増減を考慮した費用を試算する。

③ インフラ系施設

- ・道路：更新・改修費用は「平成27年度道路舗装長寿命化修繕計画策定業務報告書（平成28年1月）」の34頁（MC13.0_ver1）及び「鶴岡市道路トンネル・シェッド長寿命化修繕計画（令和7年11月）」の9頁（5. 長寿命化修繕計画による効果（試算））を引用する。維持修繕費は令和6年度（2024年度）決算額を引用する。
- ・橋梁：更新・改修費用は「鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画（令和6年3月）」の9頁を引用する。維持修繕費は令和6年度（2024年度）決算額を引用する。
- ・下水道・集落排水：更新・改修費用は「鶴岡市下水道事業経営戦略（令和4年3月）」の51頁（建設改良費）を引用。維持修繕費は同資料50頁（収益的収支）を引用する。なお、計画年度以降は令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）の平均値を計上する。
- ・公園：更新・改修費用は「鶴岡市（鶴岡西部公園他63公園）公園施設長寿命化計画（平成28年8月）・公園施設長寿命化計画調書総括表」を引用する。なお計画年度以降は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の平均値を計上する。維持修繕費は令和6年度（2024年度）決算額を引用する。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1. 本計画の主旨

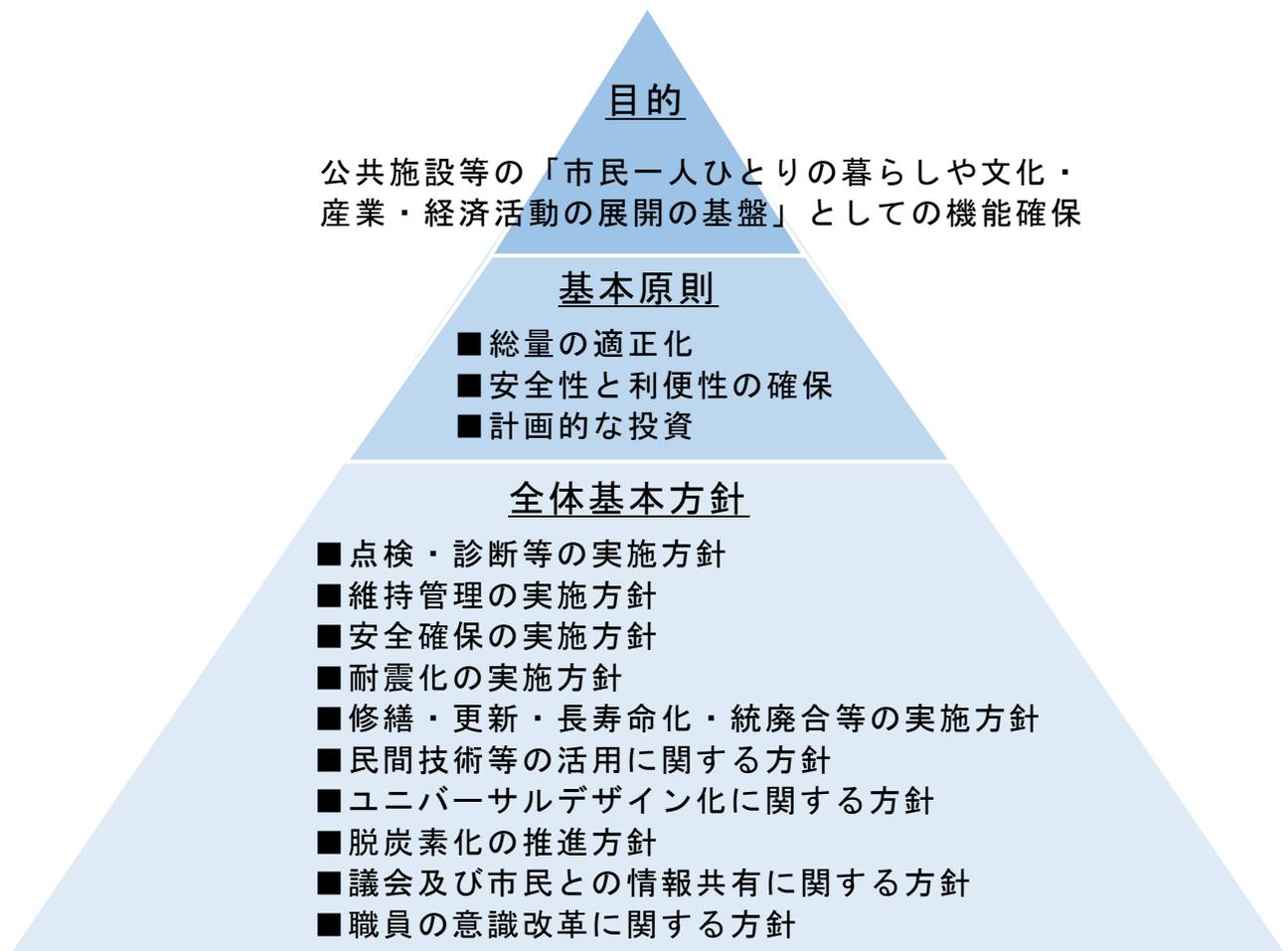
人口が減少する中で、膨大な費用をかけて老朽化した公共施設のすべてを更新することは困難です。

今後の公共施設については、施設の長寿命化に取り組むとともに、利用動向に照らした統廃合などの検討・実施が必要となります。

2. 目的と全体像

第2章で述べたように、鶴岡市の公共施設等は、「少子高齢化に伴う人口減少と市民ニーズの変化」「施設の老朽化」「更新等に係る財政負担の一定期間への集中」といった状況に直面しています。

このような状況に対し、公共施設等が「市民一人ひとりの暮らしや文化・産業・経済活動の展開の基盤」として機能し続けるよう、総合的かつ計画的な管理を行うための「基本原則」及び「全体基本方針」を設定します。



3. 基本原則

(1) 総量の適正化

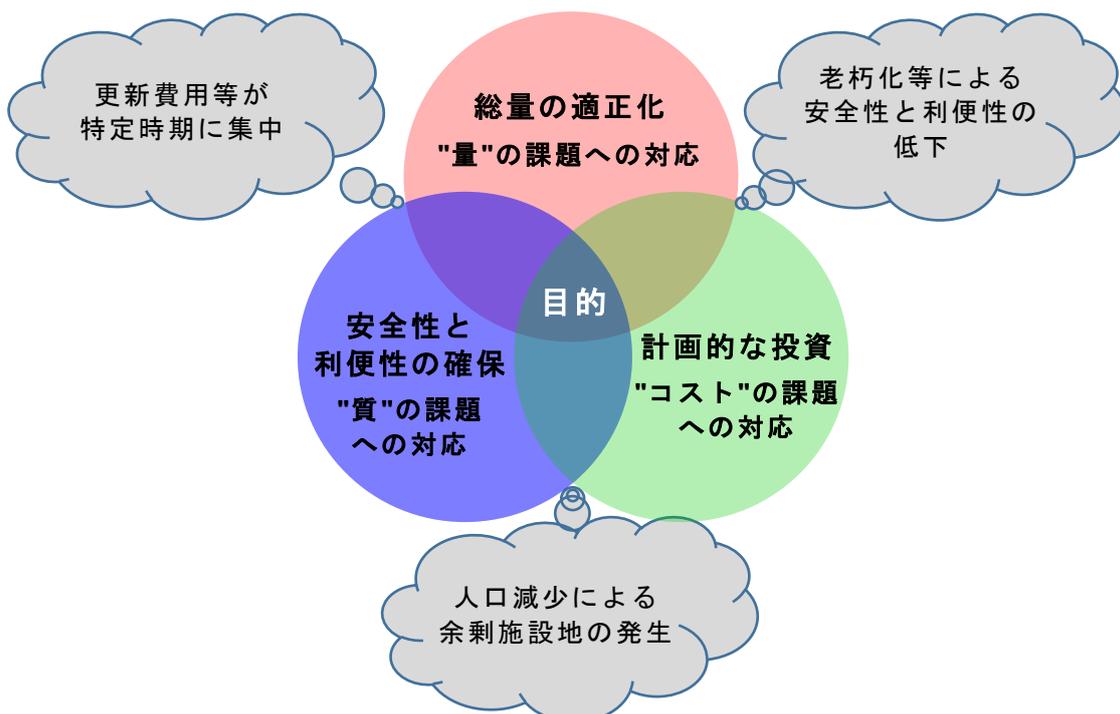
総人口が減少を続け、財源不足が懸念される財政状況の下で、必要とされる施設に対して維持管理・修繕・更新等を適切に行うため、公共施設等の利用状況や市民ニーズの変化等を的確に把握し、全庁的な調整を行い、コンパクトシティの形成とも連動させた上で、総量の適正化を図ります。

(2) 安全性と利便性の確保

公共施設等の老朽化が進んでから行う「事後保全型」の修繕ではなく、老朽化の進行状況や劣化状況を定期的に把握し、問題が軽微な段階で対策を講じる「予防保全型」に取り組み、予期しない大きな不具合の発生を防止するとともに、修繕にかかる時間や費用、建物の老朽化を抑え、安全で快適な利用環境の維持を目指します。

(3) 計画的な投資

将来の特定時期において施設等の更新費用が集中することにより、公共サービスの不均衡や質の低下を招かないように、施設等の老朽化状況と将来の財政見通しの双方を踏まえながら、更新や大規模改修等の公共施設等に対する投資時期の調整（優先順位付け）を行い、負担額の軽減と平準化を図ります。



4. 全体基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・定期的な点検・診断等を実施し、公共施設等の安全性を確認し、機能を損なうことのないように努めます。
- ・また、その履歴を集積・蓄積し、大規模改修・更新、統廃合等、今後の維持管理・更新等に活用します。

(2) 維持管理の実施方針

- ・点検・診断等に基づき、公共施設等の管理に予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、安全性の確保や長寿命化に努め、維持管理費等の削減や財政負担の平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等によって、公共施設等が利用する上で危険な状態にあると認められた場合には、人命を最優先事項とし、利用停止とするなど、早急の対応を行います。
- ・老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は、除却対象とし、除却までの間は関係者以外の立入りを禁ずるなど、事故の未然防止を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

①建物系施設等

- ・建物系施設及び一部の屋外系施設のうち、旧耐震基準により建設され、耐震補強工事が未了であり、かつ、直近における建替え及び廃止の予定がないものについては、「鶴岡市建築物耐震改修促進計画」に基づいて引き続き、耐震改修を検討します。

②インフラ系施設等

- ・インフラ系施設及び屋外系施設については、用途や構造、人命に関わる程度等に鑑みながら、個々の種類ごとに耐震化対策を検討します。

(5) 修繕・更新・長寿命化・統廃合等の実施方針

①建物系施設

- ・向こう数年内に更新又は大規模改修の時期を迎える施設については、その施設が有する機能や、利用度、工事に要する費用等の検討要素を勘案した上で、他施設との複合化や統合、廃止など、更新又は大規模改修以外の実施も、検討の視野に入れます。
- ・上記の検討の上で、大規模改修を実施する場合は、長寿命化効果を有する改修工事を行うことを基本とします。
- ・また、大規模改修の際、当該施設において、上述（4）の耐震補強工事が未了である場合には、耐震補強の実施も併せて取り入れ、投資負担の軽減を図ります。

②インフラ系施設等

- ・インフラ系施設及び屋外系施設については、定期的な点検、診断等の結果、施設の用途等にあわせて、継続的な利用を前提とした管理を実施します。

(6) 民間技術等の活用に関する方針

- ・新規又は既存の公共施設等の管理運営に当たっては、PPP^{※4}、PFI^{※5}の積極的な活用を検討します。

(7) 議会及び市民との情報共有に関する方針

- ・本市の所有する公共施設等の課題を市民と共有するため、適宜情報を提供し、必要に応じて意見を求めます。
- ・また、議会に対しても適宜情報を提供します。

(8) ユニバーサルデザイン化に関する方針

- ・公共施設等の新設、大規模改修に当たっては、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン（老若男女等の差異、障害の有無や能力に関わらず利用することができる設計）化を検討します。

※4 Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※5 Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(9) 脱炭素化の推進方針

- ・ 公共施設等の整備においては、LED照明等高効率な設備機器、再生可能エネルギーを導入するとともに、省エネルギーの推進を行う等、適切な維持管理を行い、温室効果ガスの削減等、脱炭素社会に向け環境負荷の低減を図ります。

(10) 職員の意識改革に関する方針

- ・ (1)～(9)の方針に従い、全庁的に公共施設等の管理を推進するためには、職員一人ひとりが、公共施設等の管理の適正化に対する重要性を認識する必要があることから、今後より一層、職員の意識啓発を図ります。

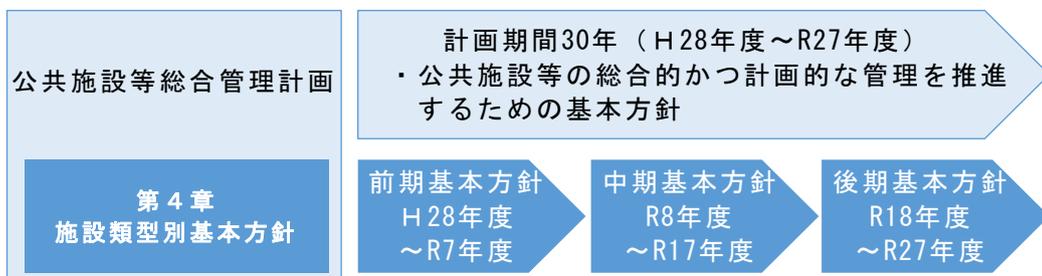
第4章 施設類型別基本方針について

1. 施設類型別基本方針の位置付け

本章では、第3章で示した方針を公共施設の類型ごとに適用するため、以下のとおり施設類型別基本方針を定めます。

本計画全体の計画期間が30年であることに對し、この施設類型別基本方針は10年ごとに見直しを行うことで（前期：平成28～令和7年度（2016～2025年度）、中期：令和8～令和17年度（2026～2035年度）、後期：令和18～令和27年度（2036～2045年度））、計画全体の進捗状況を管理します。

図16 施設類型別基本方針の位置付け



2. 施設類型別基本方針（中期）

施設類型別の基本方針は以下のとおりです。なお、延床面積、施設数等は、令和6年度（2024年度）末を基準日としています。

(1) コミュニティ関連施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
助け合い、支え合う地域コミュニティづくりの推進	コミュニティセンター、 地域活動センター等	36	43,381

① 現状

- ・生涯学習、福祉、防災、生活環境整備等の総合的な地域活動の拠点施設となっています。
- ・各施設とも指定管理者制度により管理運営されています。
- ・各施設とも災害時の指定避難所に指定しています。
- ・施設の6割以上が築30年を経過しており、雨漏りの発生や設備の故障等の老朽化が進んでいます。

② 課題

- ・施設の老朽化が進んでおり、修繕や改修を必要とする施設が多くありますが、緊急なものを優先して実施している状況です。
- ・高齢化の進展や生活様式の変化から、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化など、利便性の向上が求められています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・施設の適切な維持管理と計画的な修繕や改善を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を進め、安全性の確保や利便性の向上に努めます。
- ・築30年を超える施設が6割以上あり、今後さらに老朽化が進行するため、順次、地域の現状、課題を把握し、施設の複合化や集約化等を含め必要な整備について検討を行います。
- ・隣接する泉地区地域活動センター及び羽黒コミュニティセンターは、双方とも築40年以上経過し、老朽化で施設機能が低下しているため、施設整備に合わせ施設機能を集約します。
- ・第二学区コミュニティ防災センターは、築40年以上経過し、老朽化で施設機能が低下しているため、旧朝暘第二小学校跡地に移転新築し、中央児童館との交流と連携の機能を重視した施設整備を行います。

(2) 防災施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
地域の防災・防犯力の強化	防災無線	196局

①現状

- ・災害時の情報伝達手段として設置し、市が直接運営しています。
- ・平成23年度（2011年度）に、未整備となっていた鶴岡地域の大規模河川周辺や藤島地域を中心とした区域にもデジタル式の屋外拡声子局を新設するとともに、櫛引及び朝日地域においては、ケーブルテレビ網を活用した整備を行いました。さらに、各庁舎の既存システムについても統合し、市全域に一斉放送ができるよう整備を図りました。
- ・また、アナログ式となっていた鶴岡地域の海岸部、羽黒地域、温海地域の設備については、平成27年度（2015年度）に全設備をデジタル式により更新する再整備工事を実施しました。
- ・アンサーバック機能や定時放送により、日々の点検を行うとともに、専門業者へ保守管理業務を委託し、定期保守点検を行っています。

②課題

- ・アンサーバック機能が無い施設の不具合の把握については、地域住民からの連絡等によるところが大きくなっています。
- ・設置から相当年数が経過しており、定期点検においては屋外拡声子局のバッテリー性能の低下が確認されていることから、計画的な更新が必要となっています。
- ・荒天時や屋内では、放送が聞き取りにくいことが指摘されています。

③今後の管理に関する基本的な方向性

- ・定時放送やアンサーバック機能を活用した日々の点検を行うとともに、アンサーバック機能がない施設については、地域住民の協力を得て定期的な点検を実施することにより、設備の適正な維持管理に努めます。
- ・専門業者へ業務委託している定期保守点検の結果に基づき、計画的な機器の修繕・更新を進めるとともに、老朽化に伴う設備の再整備も視野に入れ、整備時期や方法を検討します。
- ・防災行政無線の音声放送をスマートフォンアプリへ配信するシステムを導入し、防災行政無線の情報伝達機能を補完します。

(3) 消防施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
消防・救急体制の強化	消防署 本庁、分署	9	9,445
	消防ポンプ庫等	323	6,890
	防火水槽	1,179	-

① 現状

- ・消防本部、消防署及び各分署は、各地域の人口、距離等を考慮し、旧鶴岡市地域に本部、1署及び3分署（中央・北・西）、旧町村地域に5分署（温海・藤島・羽黒・櫛引・朝日）の計1本部、1署8分署（事務委託の三川分署1署を除く）を配置しています。
- ・消防本部、消防署及び各分署は年次計画に基づき順次改築を行い、近年では令和3年度（2021年度）に藤島分署の改築、令和7年度（2025年度）には朝日分署と朝日庁舎の合築整備、櫛引分署の屋根改修など、順次更新整備を実施しました。

- ・ 消防ポンプ庫・水防倉庫・資器材庫は、鶴岡市消防団が日常管理を行い、323棟中219棟が耐震基準を満たしています。
- ・ 防火水槽は消防水利施設として1,179基の整備・管理を行い、186基が耐震性能貯水槽で、新規設置の物は全て耐震性貯水槽を設置する計画です。
- ・ 維持管理費用はすべて、市が負担しています。

② 課題

- ・ 消防本部、消防署及び各分署は、災害発生時には迅速、確実に対応する体制を構築し、被害を最小限に抑える必要があるとともに、本市又は他市町村において大規模な災害が発生した場合の広域的な災害対応に備える必要があります。災害の出動に備え、消防施設等の定期的な更新、修繕する必要があります。
- ・ 消防ポンプ庫は建築後50年が経過し、老朽化が進んでいる施設の整備を優先して進めています。ポンプ庫の内部に格納している、消防ポンプ等消防資機材の機能が滅失又は低下しないよう、補修管理による老朽化対策も講じる必要があります。
- ・ 防火水槽は消防水利が消火栓のみの地域、消防水利の充足率が低い地域、無蓋の防火水槽、老朽化が進んでいる防火水槽等を優先して整備しており、引き続き整備を進める必要があります。
- ・ 消防施設は、消防防災の拠点施設として必要不可欠の施設です。しかし少子高齢化や、各地域の人口、世帯数の減少により、適正配置に向けた検討が必要です。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 火災、救急、救助をはじめとしたあらゆる災害時の市民の緊急事態に迅速に対応する必要があることから、引き続き消防本部、消防署及び各分署の適正かつ計画的な管理及び整備を行います。
- ・ 消防ポンプ庫や防火水槽についても、火災が発生した際、火災の被害を最小限に食い止めるための施設となることから、今後とも市が維持管理を行う必要があります。老朽化した施設は年次計画により更新を行います。
- ・ 地域からの要望や市としての考え方を整理検討した上で、適正配置に向けた検討を行います。
- ・ 本市消防団は団員数の減少に応じた組織再編を進めており、消防ポンプ庫等についても効率性を検討し整備を行います。

(4) 環境施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
資源循環型社会の形成	ごみ焼却施設、 し尿処理施設、 リサイクルプラザ等	7	20,372

① 現状

- ・ 現在稼働している施設は、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルプラザ、一般廃棄物最終処分場（大荒）及び付帯施設の5施設であり、ごみ焼却施設は施設管理運營業務を委託しており、その他の3施設は運転管理委託を行っています。岡山一般廃棄物最終処分場は令和3年（2021年）3月末で埋立が終了し、現在は稼働しておらず、水処理と施設の維持管理を行っています。旧油戸埋立地詰所は、現在稼働していません。
- ・ し尿処理施設、リサイクルプラザは、耐用年数が10年から15年程度の重要機器や設備の多くが、更新時期を迎えており、老朽化が進んでいます。
- ・ 人口の減少等により廃棄物の排出量は減少傾向にあります。

② 課題

- ・ 市民の生活に直結する施設であるため、老朽化等に伴う突発的な故障等により施設の稼働が停止することがないように対応する必要があります。そのため、施設における重要機器や設備は、計画的に修繕・更新をしなければなりません。その修繕費や更新費は高額なものもあるため、長寿命化と財政負担のバランスを取りながら、必要なものを的確に実施します。
- ・ 建物及び設備の維持管理、保守整備等については、効率化、低炭素化及び延命化を図る必要があります。

(1) ごみ焼却施設

- ・ 利用しやすい施設として維持管理するとともに、ごみ減量・リサイクルの推進の情報発信施設としての活用を促進する必要があります。

(2) し尿処理施設

- ・ し尿処理の集約化まで施設機能を維持し、施設廃止後の活用方法について検討する必要があります。

(3) リサイクルプラザ

- ・ 老朽化により突発的な故障の頻度が高くなっており、また建物の腐食が激しい状況にあります。
- ・ ごみ焼却施設とリサイクルプラザは距離的に離れているため、ごみを持ち込む市民の利便性や中間処理で生じる可燃残渣運搬の効率性が課題となっています。

(4) 一般廃棄物最終処分場（大荒）

- ・令和3年（2021年）10月に供用開始し、埋立処分容量は約15年分です。一方、最終処分場整備スケジュールは12年を要するため、次の最終処分場についても、周辺の自然環境や生活環境の保全に支障の生じない施設整備を計画的に検討する必要があります。

(5) 一般廃棄物最終処分場（大荒）付帯施設

- ・地域の方々が最終処分場の水処理状況を常にモニタリングできるように維持管理する必要があります。

(6) 岡山一般廃棄物最終処分場

- ・令和3年（2021年）3月末で埋立が終了しており、処分場の廃止基準に適合する水質管理を継続するとともに、廃止後の処理水の放流先と敷地の跡地利用について検討する必要があります。

(7) 旧油戸埋立地

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等に伴い使用停止の状態にあり、現在は稼働していません。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・安定的な業務継続のため、法定点検及び定期的な任意点検や診断、設備の更新修繕等により、施設の安全性、処理能力の維持、低炭素化や延命化を図り、市民の生活環境を衛生的に保てるように努めます。
- ・市民の利便性向上、ごみ処理の効率化を図るため、焼却施設、リサイクル施設等処理施設全体の包括的な将来計画を策定します。

(1) ごみ焼却施設

- ・施設を安定的に、かつ周辺環境に配慮した運転を行います。また、ごみ減量・リサイクルの推進の情報発信施設としての活用を促進し、市民が訪れやすい施設にします。

(2) し尿処理施設

- ・し尿・汚泥集約化施設整備基本計画に基づき、令和12年度（2030年度）中の集約化を目指して進めます。
- ・下水道浄化センターにし尿受入前処理施設を下水道施設として整備します。
- ・集約化まで、し尿等の安定処理を継続するため、必要最低限の投資でし尿処理施設の維持管理を行います。
- ・施設廃止後の活用方法について検討します。

(3) リサイクルプラザ

- ・計画的な整備修繕により経済的かつ効率的な維持管理を行い、処理機械等の大規模基幹改良工事の実施検討し、施設全体の最適化と長寿命化を図ります。

(4) 一般廃棄物最終処分場（大荒）

- ・廃棄物の適切な貯留、管理を行います。また、次の最終処分場について、候補

地の選定等を計画的に検討します。

(5) 一般廃棄物最終処分場（大荒）付帯施設

- ・最終処分場が自然災害等の被害を受けた場合でも、離れた場所から状況を把握できるよう、また災害時の下流地域の一時的な避難場所として活用できるように施設の維持管理を行います。

(6) 岡山一般廃棄物最終処分場

- ・処理水の放流先や跡地利用の方向性について、地元と協議・検討していきます。

(7) 旧油戸埋立地

- ・廃止に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく必要条件を整理し、今後の取扱いについて検討します。

(5) 自然学習施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
環境の保全・美化活動の推進	自然学習交流館、 自然の家等	4	3,572

① 現状

- ・いずれの施設も、経年劣化がみられ、毎年安全性を保つための最小限の修繕を行いながら施設を維持しています。
- ・野鳥観察小屋及び創造の森交流館は、市直営施設です。
一方、大鳥自然の家及び自然学習交流館は、指定管理者制度により運営されています。
- ・創造の森交流館及び大鳥自然の家は、災害時の指定避難所として指定しています。

② 課題

- ・自然学習交流館は、築13年と比較的新しいものの、木割れをはじめとする小規模な修繕を要する箇所が度々発生しています。
- ・創造の森交流館は屋根の劣化や浄化槽の耐用年数が過ぎるなど、施設全体の老朽化が進んでいます。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・自然学習施設の外壁の塗装については定期的に行うほか、任意の点検や耐震診断等により、施設の安全性や機能の維持・向上に努めます。
- ・大鳥自然の家は、利用者が快適に利用できるよう適切な維持管理に努めます。
- ・野鳥観察小屋は、危険箇所が放置されないように見回りを定期的に行い、必要に応じて小規模修繕を行います。

- ・創造の森交流館は、必要に応じて小規模修繕を行います。また、浄化槽の老朽化による下水道接続への切替えなど、適切な維持管理に努めます。

(6) 児童福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
子ども・家庭・地域がともに 健やかに育つ環境の充実	保育所、児童館等	23	18,220

① 現状

- ・市が設置する保育所は、鶴岡地区に6施設、藤島地区に2施設、羽黒地区に3施設、朝日地区に1施設あり、運営主体は、市の直営が3施設、指定管理者による運営が9施設となっています。
- ・築30年以上経過している保育所は、5施設あります。
- ・市が設置する児童館等は7施設あり、運営はすべて指定管理者となっています。
- ・築30年以上経過している児童館は、1施設あります。
- ・市が設置する放課後健全育成事業実施施設は、令和6年度（2024年度）に設置した1施設で、指定管理による運営となっています。
- ・あおば学園では、障害児通所支援、障害児の相談支援を行っています。
- ・その他、市有施設を活用して、保育所1か所、放課後児童健全育成事業2か所が運営されています。

② 課題

- ・築30年以上経過している保育所のうち、東部保育園、かたばみ保育園及び西部保育園は、建物及び設備の老朽化が進んでいます。また、築30年未満の保育所の中にも、老朽化が進んでいる施設が見られます。
- ・保育所については、入所児童数の減少が続いています。
- ・藤島児童館については、築45年経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・児童館の利用者は、減少傾向にある一方、放課後児童クラブの利用者は、増加しています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・施設の再配置を検討し、新設・長寿命化・改修・建替え・統廃合・除却等を行います。
- ・保育所は、公立保育所の適正な配置に向け、児童数減少や施設の老朽化が進んでいる施設の廃止又は統合を視野に入れた検討を進めます。
- ・児童館は、老朽化・狭隘化が著しい施設について、機能見直しや大規模改修を

検討していきます。藤島児童館は、義務教育学校の整備時に機能の整理を行い、中央児童館は、旧二小跡地のコミュニティ・子育て拠点整備基本構想のもと、こどもの遊び場として屋内と屋外が一体となったプレーパーク整備のための大規模改修を進めます。

- ・放課後児童健全育成事業実施施設については、学校施設等既存施設の活用を基本に受け皿の確保に努めます。
- ・その他の施設は、計画的に長寿命化を図ります。

(7) 保健福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
こころと体の健康づくりの推進	公衆浴場、保健福祉センター、健康増進施設（ぼっぼの湯、ゆ～Town）	6	9,594

① 現状

ア. 公衆浴場

- ・利用者数は、地域人口の減少に伴い減少傾向となっておりますが、地域外の利用者数については微増傾向にあります。
- ・築後数十年を経過した浴場には、源泉供給配管や建具の劣化箇所がみられます。
- ・地元自治会を指定管理者に指定し運営しています。
- ・浴場施設の維持補修に関する経費については、軽微な修繕が指定管理者である地元自治会の負担となっております。

イ. 保健福祉センター

- ・定期的な点検を通じて随時、メンテナンスを行っています。

ウ. 健康増進施設

- ・令和3年（2021年）より目的を観光から地域の健康増進に変更し、地元密着組織等を指定管理者に指定し運営しています。

② 課題

ア. 公衆浴場

- ・全体として、利用人数の減少が課題です。
- ・各公衆浴場は温泉成分により建具の腐食が進んでいるほか、一部浴槽内のタイルの剥離も見られる等、修繕を要する箇所が認められます。

イ. 保健福祉センター

- ・経年劣化への対応と周期的なメンテナンスに多額の費用が想定されるため、実施方法等の検討が必要です。

ウ. 健康増進施設

- ・経年劣化による外壁の破損、設備の不具合等も目立ってきており、大規模な改修を必要とする時期を迎えています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

ア. 公衆浴場

- ・定期的な水質検査の実施により、衛生管理に努めます。また、市営住宅の入居者を含む公衆浴場が日常生活に欠かせない世帯も多いことから、指定管理者との連携を密にし、利用人数の動向にも注視しながら、適切な管理に努めます。

イ. 保健福祉センター

- ・空調設備は経年劣化が特に進んでおり、既に耐用年数の15年を経過しています。そのため、建設から20年を経過する令和12年度（2030年度）を目途に改修計画を策定予定です。

ウ. 健康増進施設

- ・経営指標（目標）を設定し、利用人数の動向と施設の維持管理コストを注視しながら、適切な管理に努めます。

(8) 障害福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
障害者が自立して暮らせる 地域共生社会の実現	障害者支援施設	4	4,718

① 現状

- ・各施設において、施設入所支援、短期入所、生活介護、自立訓練、就労支援等のサービス提供を行っています。
- ・築30年以上経過している施設が2施設ありますが、15年後には全ての施設が該当するため、今後一層の老朽化が進みます。現在も小規模な改修、修繕を行い維持しています。
- ・施設入所サービスは定員を満たしており、また通所サービスは障害者一人ひとりの状態に合った、必要とするサービスを利用しているため、毎年の利用状況に変動がありますが、ほぼ定員数に近い利用率で推移しています。
- ・各施設とも指定管理者により管理運営されています。

② 課題

- ・4施設すべてが築後15年以上経過し、経年劣化による修繕箇所が増えており、機械設備や電気設備については、サポート期限切れや製造終了の機器もあり、

部品調達が困難となっており、いずれは更新が必要です。

- ・ 障害者の高齢化や障害児者の障害の重度・重複・多様化によってニーズも多様化しており、設備の増設や改修が必要となります。
- ・ 愛光園は、施設全体の老朽化が認められます。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 法定点検及び定期的な任意点検や診断等により、施設の安全性や維持向上に努めます。
- ・ 愛光園は、老朽化が進んでいるため、利用者が安全に生活できる環境の施設整備について、予防保全的な維持管理を計画的に進めるとともに、これからのニーズに合った施設整備と適切な運営や施設のあり方について検討します。
- ・ 今後も指定管理者制度により、有効かつ効率的な活用及び維持管理を目的として運営します。

(9) 高齢福祉施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
高齢者が健康で生き生きとした地域の実現	特別養護老人ホーム等	4	10,929

① 現状

- ・ 築35年以上が1施設、築25年以上が2施設、築20年以上が1施設であり、今後はさらに老朽化が進みます。
- ・ 運営は、指定管理者による運営が2施設、市直営が2施設あります。
- ・ 利用者の推移は、高齢者福祉センターおおやまはほぼ定員を満たしての運営となっており、藤島ふれあいセンターと高齢者活動センターはほぼ横ばいで、健康の里ふっくらは増加傾向となっています。
- ・ 高齢者福祉センターおおやまは、災害時の福祉避難所に、藤島ふれあいセンターは、二次避難場所に指定されています。

② 課題

- ・ 高齢者福祉センターおおやまは、施設修繕費が年々増加傾向にあり、特に入所者の生活に直結する空調や給湯設備等は迅速な対応が必要となります。
- ・ 藤島ふれあいセンターは、空調等各種設備の耐用年数が経過し、計画的な整備が必要となっています。
- ・ 高齢者活動センターは、定期的に施設修繕や設備の保守管理を行っているものの、経年劣化による施設や設備の不具合が生じています。また、冷房設備がな

く夏期の利用に支障が生じていることから、計画的な冷房設備の整備が必要となっています。

- ・健康の里ふっくらは、機械、電気設備等が耐用年数を経過していることから、今後、計画的な修繕整備をする必要があります。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・法定点検及び定期点検、メンテナンス等により、施設の安全性や品質維持及び向上に努めます。
- ・高齢者福祉センターおおやまは、入所者等が安心、安全に生活できる環境を維持するため、施設全体の老朽化に伴う修繕等を計画的に進めます。
- ・藤島ふれあいセンターは、利用者の動向を注視しながら、有効かつ効率的な活用及び維持管理を検討します。
- ・高齢者活動センターは、計画的に修繕等を重ねながら現状の維持を図り、櫛引地域住民の健康増進活動や地域活性化事業の拠点施設として、有効活用を図ります。
- ・健康の里ふっくらは、修繕等を計画的にすすめ、朝日地域住民の健康増進と地域振興の拠点施設としての活用を図ります。

(10) 病院施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
医療提供体制の充実	病院、看護学校、旧看護学校、医師公舎、診療所	7	70,449

① 現状

- ・荘内病院は基幹病院としての役割を、湯田川温泉リハビリテーション病院は総合的慢性期医療の拠点としての役割を、それぞれ果たしています。
- ・医師公舎は、医師確保のため良好な居住環境に配慮し整備しており、平成27年（2015年）7月に分散していた医師公舎を集約し、令和6年度（2024年度）末時点で40戸中39戸入居中です。一方、世帯で赴任する方や1戸建を好む方からのニーズもあることから、一部、一戸建の公舎も維持しています。
- ・荘内病院は建物と設備の維持管理の一部について業務委託、看護学校は直営、湯田川温泉リハビリテーション病院は指定管理者制度、医師公舎はPFI方式により、管理運営しています。
- ・無医地区の朝日地域に設置している2か所の国民健康保険診療所は、過疎化の進行により独居老人や高齢者世帯が増加していることから、病気の初期や安定期の治療、在宅患者の治療に係る医療機関として、地域において重要な役割を

担っています。

② 課題

- ・ 荘内病院は、新病院開院後23年が経過し、老朽化した各種設備の予防保全と更新時期を検討する必要があります。
- ・ 湯田川温泉リハビリテーション病院は、既存建物の大規模改修を完了し、今後も施設を維持していく予定です。
- ・ 医師公舎は、一戸建医師公舎について、築年が古く建物の老朽化が進んでいる上に、新耐震基準にも合致していない状況にあります。
- ・ 国民健康保険診療所は、昭和62年（1987年）に整備の上田沢診療所、平成3年（1991年）に整備の大網診療所がともに築30年以上を経過しているため、施設の老朽化が進んでいます。また、市街地に比較して急速に進む人口減少等の影響により、患者の減少が著しくなっています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 荘内病院は、設備保全長期計画（機器の更新、改修計画）を策定し、計画的な保守管理をします。
- ・ 湯田川温泉リハビリテーション病院は、引き続き指定管理者制度の下、施設を維持します。
- ・ 医師公舎の一戸建医師公舎は、建物の老朽化や耐震対策を含め、今後の整備方針について検討します。
- ・ 2か所の国民健康保険診療所は、過疎化等による患者減少が著しいため、継続か廃止かの判断を行う必要が生じることも念頭に置き、患者数の推移を見ながら検討を進めます。

(11) 学校等

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
次代を担う人づくりの推進	小・中学校	37	221,210
	学校関連施設 (給食センター、 教育相談センター)	6	6,526

①現状

ア. 小中学校

- ・ 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習、教育活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急的な避難場所となることから、老朽危険建物の解消

及び耐震性能の確保が重要です。

- ・ 築後25年を経過している小中学校施設は、現時点で27校となっており、今後さらに老朽化が進みます。
- ・ 現在、学校施設の日常的な補修や軽微な修理は、各学校配置の技能士又は管理課の施設管理技能士が実施しています。

イ. 学校関連施設

- ・ 鶴岡市学校給食センターは、昭和62年（1987年）に稼働し建物及び大型調理機械の老朽劣化が進んでいます。藤島ふれあい食センター、櫛引学校給食センター、あさひ給食センター、あつみっこ給食センターにおいても築20年以上が経過し調理機械の老朽化が進んでいます。また、少子化により調理能力に対する稼働率は20～50%台となっています。

②課題

ア. 小中学校

- ・ 老朽化している学校施設の増加により、修繕依頼件数が年間約500件以上ありますが、そのうち業者への依頼件数は令和6年度実績で144件と、年々高額の修繕が増加傾向にあります。
- ・ 防災対策として体育器具等の非構造部材の耐震対策や避難場所として必要とされる防災設備の整備を関係各課と連携して進める必要があります。

イ. 学校関連施設

- ・ 特に老朽化の著しい鶴岡市学校給食センターは、改築に向けた検討に着手しました。また、他の4センターは、設備機械等について既に部品調達が困難な機器もあり、故障が発生すれば給食の提供に影響を与えることが懸念されるため、定期的な保守点検に努め、緊急性や必要性等を考慮しながら修繕・更新等を実施していますが、想定外の故障等も稀に発生しています。

③今後の管理に関する基本的な方向性

ア. 小中学校

- ・ 最低限必要とされる安心安全でかつ適正な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる学校施設は、今後、計画的に建物の大規模改修、設備改修を実施するとともに、計画的な大規模工事に繋げるために適切な維持管理を行います。
- ・ 少子化により児童数及び生徒数の減少が見込まれることから、小中一貫教育の推進と併せて、今後の学校の在り方を検討します。
- ・ 築50年以上経過した藤島中学校と藤島地域の小学校3校は、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）として整備を行います。
- ・ 災害避難所となる学校施設は、耐震性の確保とともに非構造部材の点検、非常

用設備等の整備を行います。

- ・国の財政支援等を受けながら、老朽危険施設の改築事業、長寿命化改修工事、大規模改修工事を順次進めます。

イ. 学校関連施設

- ・鶴岡市学校給食センターは、新センターの整備を着実に進めつつ、他の4センターにおいても、安全性を第一に、施設設備等の年次的・計画的な更新及び修繕を行います。また、市全体で効率的に給食が提供できるよう、施設の統合を見据えた給食センターのあり方についても検討します。
- ・教育相談センターは、利用者の利便性や立地の優位性を踏まえた改修計画について施設管理者と継続的に協議します。

(12) 学術研究施設等

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
次代を担う人づくりの推進	出羽庄内国際村、 先端研究産業支援センター 等	3	18,975

① 現状

- ・出羽庄内国際村は築32年、致道ライブラリーは築24年がそれぞれ経過し、修繕の必要な箇所が少しずつ増えています。
- ・出羽庄内国際村及び致道ライブラリーの利用者数は、年々減少傾向にあります。
- ・市先端研究産業支援センターには高い入居需要があり、平成16年（2004年）の貸事業場設置以降、段階的に施設を拡張しており、現在は貸室全82室となっています。
- ・市先端研究産業支援センターは市の直営、致道ライブラリーは学校法人慶應義塾、学校法人東北公益文科大学、鶴岡市の三者による共同管理運営、出羽庄内国際村は指定管理者による運営となっています。
- ・出羽庄内国際村は、災害時の指定避難所に指定されています。
- ・出羽庄内国際村は、令和5年度（2023年度）に策定した市国際化推進プランに基づき、令和7年度（2025年度）に大規模改修を行いました。

② 課題

- ・出羽庄内国際村及び致道ライブラリーは年数の経過、市先端研究産業支援センターは高い入居需要による高稼働率により、修繕や更新件数は年々増加しており、今後も各種設備更新に係る費用の増嵩が見込まれます。

- ・市先端研究産業支援センターは、施設の老朽化が進行しており、空調設備等の故障が頻繁に発生していることから、大規模修繕を見据えた点検・調査が必要となっています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・各種点検や診断を行い、施設の安全性や品質、利用環境の維持及び向上に努めます。
- ・維持管理費も視野に入れ、設備の修繕や更新に係る中長期計画を策定する等、確実な環境整備と財政的負担の平準化を図ります。
- ・出羽庄内国際村は、令和7年度（2025年度）に大規模改修が完了し、多文化共生のまちづくりやグローバル社会への対応を進める拠点施設として活用します。
- ・致道ライブラリーは、市民の学習及び研究活動の拠点として、高等教育機関の知の交流を活かしながら利用者のニーズに沿った図書館のあり方の検討を進めます。

(13) 図書館・メディア施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
地域における人づくりの推進	図書館、 情報センター等	3	3,147

① 現状

ア. 図書館

- ・図書館は、市内6地区に1施設ずつ設置されています。図書館の単独施設は本館のみで、5分館は他施設に複合しています。
- ・築30年以上経過している施設は2施設あり、共に老朽化が進んでいます。
- ・藤島分館は「東田川文化記念館」の一部を、朝日分館は「朝日中央コミュニティセンター」の一部を、温海分館は「温海ふれあいセンター」の一部を、それぞれ使用しています。一方、羽黒分館は平成28年度（2016年度）に新設された羽黒庁舎に移転し、広いスペースとなって新たに開館しています。
- ・利用者の推移によると、令和6年度（2024年度）における入館者数の前年度比は、本館99%、藤島分館99%、羽黒分館105%、櫛引分館103%、朝日分館は63%、温海分館102%であり、全体としては減少傾向を示しています。
- ・図書館は、市の直営となっています。

イ. 櫛引情報センター

- ・櫛引情報センターは、昭和61年度（1986年度）に住民向けの情報技術の取得や地域情報化、行政内部事務のOA化を担当する施設として、また図書館櫛引分館との複合施設として設置し、平成7年度（1995年度）にはケーブルテレビジョンのスタジオを増設、さらに平成14年度（2002年度）にはメディアルームを増設しています。
- ・櫛引情報センターは、市の直営となっています。

ウ. 鶴岡市ケーブルテレビジョン

- ・平成8年度（1996年度）に開局し、平成20年度（2008年度）には難視聴の解消も含めて朝日地域にエリアを拡大して、指定管理者制度により管理運営されています。

② 課題

ア. 図書館

- ・本館及び櫛引分館は、外壁のひび割れや雨漏りが発生し、また空調等の付属設備も老朽化が進んでおり、対応が必要です。
- ・藤島分館は、指定文化財内にあるため施設使用上の制約が多く、また、全館が畳敷きの和室であり、当施設の特色となっている一方で、利用者の使い勝手の面からは、賛否が分かれています。
- ・温海分館は、会議室規模1室のみの図書館であり、利用度が大幅に高まっている一方で、書架スペースが手狭な状況です。

イ. 櫛引情報センター

- ・当初整備から40年が経過し、建物や設備が老朽化しており、全体的な修繕が必要となっています。

ウ. 鶴岡市ケーブルテレビジョン

- ・デジタル化整備してから20年近くが経過し耐用年数に達していることから、スタジオ内設備や送出装置に不具合が表れはじめ、故障が頻繁に発生すると予備機等で対応できない事態が考えられます。
- ・屋外拡声器関係の老朽化が進んでおり、修繕更新整備が必要となっています。
- ・現在使用していない気象観測所施設の撤去対応も課題となっています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

ア. 図書館

- ・法定点検及び定期的な任意点検や診断等により、施設の安全性や品質の維持及び向上に努めます。
- ・図書館は、市民の学習意欲を満たす生涯学習の場として欠かせない施設であるため、利便性とサービスの質の向上を目指すため、十分な書架スペースや貴重

な郷土史料の保管スペースを確保します。

- ・必要な施設の修繕や設備の更新を適切に行います。また、新たな図書館の整備について、継続して検討します。
- ・5つの分館は身近な図書館として、地域に寄り添った図書サービスを提供し、市民の読書活動を支えます。

イ. 櫛引情報センター

- ・法定点検及び定期的な任意点検や診断等により、施設の安全性や品質の維持及び向上に努めます。

ウ. 鶴岡市ケーブルテレビジョン

- ・施設設備の不具合状況や部品供給期限を見ながら、計画的な設備等の更新を行いつつ、今後の情報通信メディアの技術や利用の動向を注視しながら将来的な施設のあり方を検討します。
- ・耐用年数に達している放送設備は、令和8年度より3か年で更新を行う予定です。

(14) 社会教育施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数 (屋外系含む)	延床面積 (㎡)
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の振興 ・文化資源の保存・継承・活用 	文化会館、公民館、文化展示施設、各種歴史的建造物等	17 (18)	36,363

① 現状

- ・市内には、劇場・音楽堂1施設（文化会館）、公民館関係施設4施設（中央公民館、女性センター、櫛引生涯学習センター、温海ふれあいセンター）、展示収蔵施設2施設（アートフォーラム、いでは文化記念館）、人物顕彰施設2施設（藤沢周平記念館、柏戸記念館）、文化財施設8施設（致道館、大宝館、東田川文化記念館、史跡松ヶ岡開墾場、丸岡城跡史跡公園、日向家住宅、旧遠藤家住宅、安倍家住宅）、文化財関連施設1施設（王祇会館）があります。
- ・公民館関係施設は、すべて築30年以上経過している建物で経年劣化が進んでおり、施設の改修や修繕は、安全性や緊急性を考慮し実施しています。
- ・文化会館・展示施設・人物顕彰施設は、施設の経年劣化や設備の故障による修繕を行いながら、維持管理を行っています。
- ・文化財施設は、築100年以上の建物で、適切な維持管理と文化財の価値を損なわない保存修理を実施しています。
- ・運営は、指定管理による運営が11施設、市直営が7施設あります。

② 課題

- ・ 鶴岡市文化会館は、設備の更新時期が順次到来するため、適切な維持管理が必要です。
- ・ 公民館関係施設4施設は、建物の経年劣化が進んでおり、計画的な維持管理と修繕が必要です。また、設備に故障が発生している施設もあり、継続的な利用のために老朽化と機能向上の対策が必要となっています。喫緊では、中央公民館の空調設備に故障・停止が発生しているため、空調設備大規模改修を予定しています。
- ・ 展示施設・人物顕彰施設の4施設も施設や設備に経年劣化が見られ、適切な維持管理と修繕が必要です。
- ・ 鶴岡アートフォーラムは、築20年を経過して雨漏りが発生しており、令和7年度（2025年度）から屋上防水改修工事を行っています。今後、設備の更新への対応も必要となってきます。
- ・ 藤沢周平記念館は、平成22年（2010年）4月から24時間稼働している空調設備中央監視装置の更新を必要としています。
- ・ 公開活用している文化財施設は、経年劣化が進んでいる建物が多いため、計画的な修繕を実施する必要がありますが、文化財の価値を損なわないような修繕方法と維持管理が求められます。
- ・ 旧遠藤家住宅と安倍家住宅は、建物の老朽化が進んでおり、茅葺屋根の全面的な葺き替えや保存修理が必要です。
- ・ 史跡松ヶ岡開墾場の貯桑土蔵は、令和10年度（2028年度）まで保存修理工事を予定していますが、史跡内の建物については、計画的に保存修理を進めていく必要があります。
- ・ いずれの社会教育施設ともに利用者の増加に努め、それぞれの施設にあった管理運営について、継続的に検討することが必要です。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 法定点検、定期的な任意点検や診断等により、施設の安全性や品質、利用環境の維持及び向上に努めます。
- ・ 現在あるそれぞれの施設については、その役割の実現のため適切な運営と事業実施を目指します。
- ・ 経年劣化が進んでいる施設は、その目的が達成できるように、国、県の補助事業を活用するなどして大規模改修等を行いながら、施設の長寿命化を推進し、今後も継続して使用します。

(15) スポーツ施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数 (屋外系含む)	延床面積 (㎡)
市民スポーツの振興	体育館、陸上競技場、スポーツセンター等	21 (39)	48,223

① 現状

- ・スポーツ施設の多くが、平成4年(1992年)のべにばな国体の前後に整備されたもので、既に30年以上が経過しています。既に老朽化により廃止した施設もあり、現存施設も今後、老朽化が進みます。
- ・経年劣化による施設設備の改修や修繕は、安全性や緊急性を考慮して対応しています。また、他の不具合がある箇所は、施設利用者の利便性を考慮した整備に努めています。
- ・利用者の推移は、コロナ禍での減少がコロナ禍前の水準に戻りつつあります。また、拠点体育館の施設利用率は、夜間や冬期間に高い傾向にあります。
- ・施設の管理運営は、平成25年度(2013年度)から指定管理者制度を順次導入しており、平成28年度(2016年度)にはほぼ全ての施設に導入しています。
- ・地域の拠点体育館の大半は、災害時の指定避難所として指定されています。

② 課題

- ・日常の維持管理や修繕での応急的な対応では施設機能の維持が困難なものも一部にみられ、早急に抜本的な対策が必要となってきました。また、県大会以上の大きな大会が開催される施設は、安全に安心して利用でき、大会運営に支障が出ないような施設機能の維持が課題となっています。
- ・拠点体育館は、夜間や冬期間の施設利用率が高いため、市民から利用したくても利用できないといった声もあり、利用者の利便性と利用混雑解消に向けた運営が課題となっています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・利用者が安全に安心して利用できるよう、日常の点検を徹底し、危険箇所や不具合箇所が確認された場合は迅速に対応し、その解消を図ります。
- ・施設の長寿命化を図るために、必要な施設設備の改修更新等の措置を講じます。
- ・災害時の防災拠点としての機能も有していることから、市民の安全・安心を確保するため、建築基準法等に沿った対策を講じます。
- ・地域住民のスポーツ活動を支える「場」としての学校体育施設やコミュニティセンター、地域活動センター等の利用環境の充実を図るとともに、国、県及び民間等の既存施設は、関係機関と連携して有効活用を推進します。
- ・天候に比較的左右されない人工芝グラウンドは、利用者の利便性を考慮しながら

ら、広く活用できるような施設を整備し、供用開始後の適切な維持管理に努めます。

- ・今後の人口減少に伴う効率的な施設運営の在り方について、施設利用の潜在的需要や施設の利用状況、利用率等の調査をしながら検討します。

(16) 農業施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
地域経済を支える 農業生産の拡大	エコ有機センター、 堆肥供給施設等	5	8,533

① 現状

- ・エコ有機センター、羽黒高品質堆肥製造施設、羽黒堆肥製造供給施設及び大平農作業準備休憩施設はそれぞれ、経年劣化が進んでいます。
- ・エコ有機センターは、堆肥販売量が減少傾向にあることに加え、修繕費や電気料等が増加し、赤字経営となっています。
- ・羽黒高品質堆肥製造施設についても、家畜の飼養頭数の減少を受け、畜糞搬入量（堆肥原料）、堆肥製造量ともに微減傾向が続いています。また、羽黒堆肥製造供給施設は、堆肥散布機の保管等、羽黒高品質堆肥製造施設と一体的に運用されています。なお、羽黒高品質堆肥製造施設においては外壁修繕を実施及び攪拌機等の製造ラインの修繕をしています。
- ・藤島エコタウンセンターの1階部分は、普通財産に用途変更し民間事業者へ貸付し、産直施設として活用しています。また、2階部分及び調理実習室は、市民等へ使用許可を行っています。2階部分及び調理実習室の利用者数は減少傾向にあります。
- ・大平農作業準備休憩施設は、平成11年度（1999年度）「ふるさと水と土ふれあい事業」により造成した施設です。近年の利用者数は、年間200人前後となっております。
- ・エコ有機センターは、堆肥製造を業務委託し、羽黒高品質堆肥製造施設、羽黒堆肥製造供給施設及び大平農作業準備休憩施設は、指定管理者制度により管理運営を委託しています。

② 課題

- ・エコタウンセンター、羽黒高品質堆肥製造施設及び大平農作業準備休憩施設は、老朽化のため施設の修繕を行う必要があります。
- ・エコ有機センターでは、設備の大規模修繕を令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）に実施していますが、引き続き安定的な堆肥製造機能の維

持管理と堆肥販売量の拡大を両立させ、黒字化に向けて経営改善を図る必要があります。

- ・羽黒高品質堆肥製造施設、羽黒堆肥製造供給施設は、建設から相当の年数が経過しており、建物の劣化が進行しています。羽黒高品質堆肥製造施設は、臭気問題が課題となっています。
- ・大平農作業準備休憩施設の利用者数は、年々減少している状況です。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・施設の長寿命化の推進の方針に沿って法定点検、日常点検により施設設備の安全、機能維持に努めます。
- ・エコ有機センターは令和16年度（2034年度）に耐用年数を超えることから、既に耐用年数を経過している羽黒高品質堆肥製造施設と合わせ、施設の利用状況や老朽化に対応した維持管理を行います。
- ・エコ有機センターは、堆肥製造機能の維持、堆肥販売量の増加による経営健全化の推進を図ります。
- ・羽黒高品質堆肥製造施設は、今後も継続してその機能を維持していくため指定管理者及び利用者と連携を図りながら適切な管理に努めます。また、羽黒堆肥製造供給施設は、現在の機能を維持しながら将来的な撤去の可能性について検討します。
- ・藤島エコタウンセンターについては、現在貸付している1階と連携した利活用を図り、普通財産への用途変更を検討します。
- ・大平農作業準備休憩施設は、今後の管理方法を管理組合と検討します。

(17) 漁港

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
水産物の安定供給と 漁村の活性化	漁港	8

① 現状

- ・本市の管理漁港の多くは昭和30～40年代（1955～1974年）に整備されたことから、整備後50年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- ・漁港の修繕や浚渫等の維持管理は、緊急性や必要性等を考慮し、優先度の高いものから実施しています。
- ・漁業者数の減少に伴い、漁港に停泊する漁船数が年々減少しています。

② 課題

- ・老朽化による施設の破損が確認されています。また、防波堤等の増築により、港内の静穏性が向上しましたが、港内に堆積する砂が増加しております。
- ・浚渫や漁港施設の修繕、増築等には多額の費用を要することから、事業費の平準化が必要です。
- ・地球温暖化に伴う海面上昇や近年多発している自然災害により、漁港施設への被災が懸念されます。
- ・漁業者数の減少に伴い漁港施設の利用度が低下しています。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・定期的に施設の点検を行い、計画的に修繕を進めます。また、砂の浚渫についても、修繕と同様に計画的に実施します。
- ・漁港施設の現状を的確に把握し、整備の緊急性や必要性及び費用対効果等を十分に検証し、事業費の平準化を図りながら事業を実施します。
- ・海面上昇や近年多発している自然災害の状況を踏まえ、漁港施設の強化の必要性を検討します。また、自然災害の発生により漁港施設が被災した場合は、災害復旧事業を活用して迅速に施設を復旧します。
- ・漁港施設の有効活用を図るため、漁港の機能再編や他の事業での漁港施設の活用の可能性について検討を行います。

(18) 産業振興施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
<ul style="list-style-type: none"> ・意欲を喚起し市民の暮らしを支えるはたらく場の確保・振興 ・本市の産業を支え発展に導くはたらく人の確保・育成 ・農業を支える人材の育成・確保 	勤労者会館、 産業振興センター、 工業団地管理センター、 農業経営者育成学校等	12	16,474

① 現状

- ・産業振興施設は鶴岡地域のほか、羽黒地域と温海地域に設置されています。
- ・築30年を超える施設が大半を占めています。
- ・いずれの施設も現在のところ一定の利用者数を維持しています。
- ・産業振興施設は指定管理者が維持管理や運営を行っているものが2施設、財団法人への有償貸付が3施設、地域団体や自治会への無償貸付が3施設、市が直接管理運営しているものが4施設です。

② 課題

- ・ 勤労者会館は空調等の設備をはじめ全体的な劣化が進んでいます。産業振興センターは床面の汚損や照明及び音響設備の劣化等が進んでいることから集客施設としての機能維持に支障を来すことが懸念されます。
- ・ 林業振興及び住民交流施設として整備されたもののうち、地元の住民組織等に建物を貸付しているものについては、今後の補修等に係る負担のあり方を明確にする必要があります。
- ・ 農業経営者育成学校は取得時に改修を実施しているものの、建設から40年以上経過しており全体的な劣化が進んでいることから、将来的に研修・宿泊施設としての機能維持に支障を来すことが懸念されます。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 法定点検及び定期的な任意の点検や診断等により、施設の安全性や品質の維持及び向上に努めます。
- ・ 専ら周辺住民の集会場として利用されている施設は、住民組織等に譲渡することを基本に、引き渡しまでの間、市と使用者の適切な負担区分に基づき管理します。
- ・ 鶴岡中央工業団地第一浄水場及び第二浄水場は、令和10年度（2028年度）より公営企業会計への移行を予定しています。
- ・ 鶴岡駅前のマリカの将来的な施設のあり方は、今後の利活用の方向性と整合性を図りながら検討します。
- ・ 農業経営者育成学校は、研修・宿泊施設としての安全性や利便性の維持及び向上に努めます。

(19) 観光施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数 (屋外系含む)	延床面積 (㎡)
鶴岡ならではの観光の振興	水族館、スキー場、温泉等	22 (28)	15,744

① 現状

- ・ 加茂水族館は、平成26年度（2014年度）にリニューアルオープンし、年間50万人以上の来館者を数えるなど、建設計画時の予想を上回る集客となっていました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により来館者数が半減、感染終息後の集客は回復しています。
- ・ スキー場は3か所設置しており、そのうち2か所は第3セクターを指定管理者としています。羽黒山スキー場は、初心者に適したゲレンデ構成となっている

ことから家族連れや小学校・高校生のスキー学習に多く利用されています。楡引たらのきだスキー場は、ナイター設備があり集客に結び付いています。湯殿山スキー場は、庄内最大のスキー場で県内外からの利用客があり、豪雪地帯の利点を活かしつつ、多彩なコースを造形した「R天国」として人気を博しています。夏期間はキャンプ場としても活用しています。

- ・日帰り温泉施設は、2か所設置しており、そのうち1か所は第3セクターを指定管理者としています。

② 課題

- ・加茂水族館は、来館者数が当初見込の年間30万人を大きく上回っており、壁への傷や床面の不具合等、軽微な破損が発生しています。施設が海に面していることから、塩害等により施設の劣化が早まることが懸念されます。
- ・スキー場は、いずれの施設も経年劣化や雪害により、リフト、休憩施設、圧雪車等の老朽化が進んでいます。また、スキー人口の減少や雪不足の影響から、リフト輸送延人数も減少しています。利用者数や利用収入は自然状況や天候にも左右されます。
- ・日帰り温泉施設の利用者は、人口減少、余暇ニーズの多様化の影響により、減少しています。民間の事業者の施設もあり、競合している状況で、自助努力では利用者の拡大が難しく、これ以上の経費節減が困難な状況です。また、施設の老朽化等により、維持のためには大規模修繕を必要とする時期を迎えており、財政負担の拡大が懸念されます。
- ・月山あさひ博物村は、単体の施設が複数あり、どの施設も老朽化が進んでおり、豪雪地帯であることも要因となって、維持管理に費用が嵩んでいます。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・定期的な点検を行い、施設の安全性や機能の維持及び向上に努めます。
- ・スキー場は、利用状況や施設の維持管理コスト等を考慮した上での最適な配置の検討及び持続的に運営していくための経営について研究します。
- ・日帰り温泉施設は、利用者、利用収入を増加させ、自立的、持続的に経営するために、経営改善に力を入れていきます。
- ・月山あさひ博物村は、老朽化した施設や機器の長寿命化・改修等を計画的に行い、効率的な施設整備手法を採用し、道の駅を訪れる多種多様の来訪者が利用しやすい施設を目指します。

(20) 公園施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	公園数	開設面積 (ha)
快適な都市環境の形成	都市計画法に基づく近隣公園・街区公園、農村公園等	186	157

①現状

- ・公園施設は、都市公園法に基づく近隣公園や街区公園のほか、農村公園等があり、市内186か所に設置されています。
- ・公園施設の維持管理は、市の直営と町内会等への委託、一部指定管理者制度を導入しています。
- ・少子化、人口減少、遊びの多様化等により公園利用者が減少しています。
- ・一部の公園施設は、災害時の一次避難場所に指定されています。

②課題

- ・公園施設の多くが開設から30年以上経過し、施設の老朽化が見受けられ、修繕費等が増大しています。
- ・町内会等に委託して維持管理している公園施設では、役員の担い手不足により草刈等の管理作業ができない団体が出ています。
- ・公園施設の施設別の目的や利用状況等を精査しながら、設置されている遊具や公衆トイレの計画的更新が必要です。

③今後の管理に関する基本的な方向性

- ・公園施設整備は、人口減少社会に応じ、適正な維持管理や長寿命化による機能維持を行うとともに、「鶴岡市こどもの遊び場整備方針（令和7（2025）年3月策定）」に基づき、整備を行う際は施設の老朽化や利用者の意見等を踏まえ合意形成を図りながら遊具等の整備を進めます。
- ・憩いとやすらぎの場である公園や緑地の整備と保全を市民とともに進め、市民生活の豊かさの向上、災害時の一次避難所に指定されている公園施設の機能強化を図っていきます。

(21) 駐車駐輪施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
快適な都市環境の形成	駐車場、駐輪場	5

① 現状

- ・ JR 鶴岡駅周辺に駅前再開発ビル(駐車場・自転車駐車場)、駅前自転車駐車場、駅北自転車駐車場を、また羽前水沢駅周辺に羽前水沢駅前自転車駐車場を設置しています。
- ・ 駅前再開発ビル(駐車場・自転車駐車場)、駅前自転車駐車場は、いずれも築30年程度を経過し老朽化が進んでいます。駅北自転車駐車場、羽前水沢駅前自転車駐車場は簡易な工作物で、築30年未満です。
- ・ 駅前再開発ビル(駐車場・自転車駐車場)は、老朽化が懸念されたため平成26年(2014年)に長寿命化計画に係る調査業務を実施し、平成27年度(2015年度)から改修工事を進め、令和元年度(2019年度)までに完了しています。
- ・ 駅前再開発ビル(駐車場)の駐車台数は増加しており、駅前自転車駐車場の利用は減少傾向にあります。
- ・ 駅前再開発ビル(駐車場)と駅前自転車駐車場は、市の指定管理者が維持管理、料金収納事務を行っています。駅前再開発ビル(自転車駐車場)、駅北自転車駐車場、羽前水沢駅前自転車駐車場は、市の直営です。

② 課題

- ・ いずれの駐車場・自転車駐車場も、毎年小規模な修繕が見込まれます。
- ・ 駅前自転車駐車場は、一部鉄骨等の劣化等が見られます。
- ・ 自転車駐車場の駐車台数に空きがありますが、駅前自転車整理区域内において放置自転車が見られます。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 駅前再開発ビル(駐車場・自転車駐車場)は、平成26年(2014年)に策定した長寿命化計画に沿って改修工事を進め、令和元年度(2019年度)に完了しています。今後も必要とされる機能を維持します。
- ・ 駅前再開発ビル(駐車場)と駅前自転車駐車場は、指定管理による効率的な運営、維持管理を行います。
- ・ 駅前自転車駐車場は、鶴岡市中心市街地活性化基本計画に基づき、改修や廃止、再整備を含めた今後のあり方について検討を行います。
- ・ 駅前自転車整理区域内において、放置自転車防止の巡回指導点検、及び駅北自転車駐車場・駅前再開発ビル(自転車駐車場)において巡回点検や清掃等の環境保全を行います。

(22) 道路等

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	路線数 等	延長等
交流・連携の推進と基盤の整備	道路	3,584	1,525(km)
	林道	177	324(km)
	橋梁	842	87,041(m ²)

①現状

ア. 道路

- ・日々のパトロールと軽易な維持管理作業は、委託業務等で実施しています。
- ・道路管理者が設置管理している道路附属施設として、大規模なものはトンネルが5か所、シェッド等が3か所、道路照明灯や道路標識等、比較的小・中規模のものが約1,600基など多数の施設を所有しています。

イ. 林道

- ・林道は、森林の総合的、合理的な利活用を行うための基盤となる施設であり、効率的かつ安定的な林業経営の実現や地域住民の森林へのアクセスの確保のために整備、管理をしています。
- ・日常的な維持管理は路線受益者組織等を中心に行い、災害時の修繕、復旧は市が行います。
- ・森林整備の生産性向上、大型車による木材搬出の効率化、コスト削減を図るため、更なる新規開設や改良整備が求められています。

ウ. 橋梁

- ・日々のパトロールと軽易な維持管理作業は、委託業務等で実施しています。

②課題

ア. 道路

- ・舗装は道路として供用することにより日々性能は低下していくため、常日頃の状態把握による適切な維持管理が必要ですが、部分的に性能が著しく低下した状態で供用されている箇所も見られます。
- ・市域も広く管理すべき道路延長も長いため、道路の現状把握が追い付かない状況になってしまうことも考えられます。道路の安全な通行の確保には、道路を利用している市民からの情報提供も必要になるため、異状箇所の把握等は市民と行政の協力が不可欠です。
- ・道路照明灯や道路標識等の道路附属施設も、経年劣化によると思われる破損等

が見受けられる状況であり、補強対策や計画的更新等の道路付属施設の維持管理の問題も顕在化しています。

イ. 林道

- ・これまで、日常的な維持管理を行ってきた受益者の高齢化により、今後、地域での林道維持管理を継続することが困難な路線が増加することが懸念されます。
- ・既存の林道の規格が大型車による木材搬出を想定していない線形や構造の路線が全体の33%あり、森林整備における効率化が図られていません。

ウ. 橋梁

- ・市全体の橋梁の内、昭和30年代から50年代（1955～1984年）にかけて、約5割の橋が建設されています。
- ・建設後50年を経過した老朽橋梁も平成22年（2010年）前後から増え続け、今後架替えや補修に膨大な費用が必要となります。

エ. 道路トンネル・シェッド

- ・現在供用中の構造物の内、6構造物は建設後70年以上経過しており、最も古いもので100年以上経過しているトンネルもあります。また最も新しい構造物でも約35年を経過しており、全ての構造物で建設から相当な年月が経過しています。

③今後の管理に関する基本的な方向性

ア. 道路

- ・舗装の合理的かつ効率的な維持管理を実現するため、路線ごとの重要度や利用状況に応じた管理水準を定め、舗装長寿命化修繕計画を策定し管理します。
- ・管理目標を定めた上位の路線は、路面性状調査を実施し長寿命化を図ります。
- ・道路付属施設の維持管理は、今後、維持管理費用が増加し、予算に占める割合も高くなることが想定されるため、損傷が軽微な段階から対策を実施する「予防保全型管理」へ移行させ、費用の平準化を図ります。

イ. 林道

- ・今後も日常的な維持管理は、地域において実施するとともに、市は災害発生の主な要因となる雨水処理対策等の維持管理を行いながら、災害が発生した場合には復旧作業を行います。
- ・森林整備の生産性向上、木材搬出の効率化、コスト削減を図るため、大型車の運用を想定した林道等の路網整備を推進します。

ウ. 橋梁

- ・鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画に基づき管理を行い、近接目視による定期点検診断を実施することにより、健全性の把握に努め、修繕計画に反映します。
- ・橋梁によって、「対症療法型管理」と「予防保全型管理」を使い分けて、メリハリある最適な維持管理を行います。特定の年度に補修時期が集中し、事業費が突出しないように、計画的な維持管理を行います。
- ・損傷の劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避します。
- ・橋梁の耐用年数が架替え時期に達した際には、架替えの必要性を検討します。

エ. 道路トンネル・シェッド

- ・鶴岡市道路トンネル・シェッド長寿命化修繕計画に基づき管理を行い、近接目視による定期点検診断を実施することにより、健全性の把握に努め、修繕計画に反映します。
- ・構造物によって、「対症療法型管理」と「予防保全型管理」を使い分けて、効果的で最適な維持管理を行います。

(23) 情報通信施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数
交流・連携の推進と基盤の整備	情報通信伝送路、 移動通信用鉄塔等	8

①現状

ア. 地域情報通信基盤施設

- ・平成22年度（2010年度）に鶴岡地域、温海地域の情報通信格差是正のため、ブロードバンド網（光ケーブル網の延長：約220km）を整備し維持管理しています。
- ・整備したブロードバンド網は、光ファイバー芯線の賃貸借に関する契約（IRU契約）により民間企業に貸出して、光ブロードバンドサービスを提供しています。
- ・光ブロードバンドサービスは、湯田川地域、上郷地域、田川地域、豊浦地域、湯野浜地域、西郷、大泉、加茂地域の一部、温海地域において、令和6年度（2024年度）末時点で対象となる世帯のうち約60%の世帯が利用しています。
- ・光ブロードバンドサービスの利用世帯は、今後も微増すると推測されます。
- ・光ケーブルを利用した地上デジタル放送対応の共聴組合は、温海地域（小名部、鍋倉、小岩川、大岩川、釜谷坂、早田、米子、槇代、小菅野代、温海温泉）において、令和6年度（2024年度）末時点で約600世帯が加入、利用しています。

イ. 移動通信用鉄塔

- ・周辺地域の情報通信（主に携帯電話不感地帯の解消）のため、羽黒地域は平成16年度（2004年度）、朝日地域（朝日上田沢局）は平成14年度（2002年度）に取得しました。移動通信用鉄塔は市で所有し、民間企業の通信設備を鉄塔内に設置しています。通信設備の維持管理は民間各社が行っています。

②課題

ア. 地域情報通信基盤施設

- ・道路改良等による共架電柱の移設が相当数あります。移設費用は民間企業への貸付料で賄うことを原則としていますが、年度間で変動があるため、適正に経費を見込むことが困難です。

イ. 移動通信用鉄塔

- ・移動用通信鉄塔は、情報格差是正の観点から安定かつ長期的な運用が求められます。

③今後の管理に関する基本的な方向性

ア. 地域情報通信基盤施設

- ・ブロードバンド網は、通信事業者による施設整備が遅れている地域において、国の施策により市が整備したものであり、永続的に市が維持管理、更新することは想定せず、将来的に民間事業者への施設の譲渡を検討します。

イ. 移動通信用鉄塔

- ・基本的には現状の維持管理体制を維持し、必要に応じて長寿命化等の改修を視野に入れ、長期的な維持管理計画を策定します。

(24) 斎場・墓園

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
安全・安心な生活基盤の整備	斎場、墓園	4	1,682

① 現状

- ・斎場と墓園は、鶴岡地域と藤島地域にそれぞれ1施設ずつ設置されています。
- ・鶴岡斎場と藤島斎場は、いずれも築40年以上経過しており、両施設とも建物の老朽化が進んでいます。
- ・斎場使用件数は、高齢者の増加により今後増加傾向で推移していきます。
- ・斎場の運営及び墓園の環境整備は民間に委託しています。

② 課題

- ・両斎場の火葬炉は、適切な管理の下に適宜修繕を行ってはいるものの、毎年実施している定期点検において炉内の破損が確認されているほか、火葬炉機器の劣化が指摘されています。また、鶴岡斎場の屋根や外壁、外構の劣化も認められます。
- ・火葬件数の増加により、火葬炉の老朽化が早く進むと考えられます。
- ・鶴岡墓園は、陥没により一部傾斜している墓所区画が複数見られます。
- ・高齢、独居の墓園使用者が増えており、利用者が亡くなった後に使用権を継承する者がいない場合の対応等が課題となります。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・鶴岡斎場、藤島斎場ともに、火葬件数の増加が予想されることから、火葬設備、機器等について今後も点検を実施し、適宜修繕を行いながら長寿命化を図るとともに、適切な利用環境の保持に努めます。
- ・鶴岡斎場の建物は、大規模改修を検討しながら適宜修繕を行い適切な利用環境の保持に努めます。
- ・鶴岡墓園は、墓所区画に傾斜が認められることから地盤工事等の検討を行います。

(25) 公衆便所

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
安全・安心な生活基盤の整備	公衆便所	196	4,333

① 現状

- ・公園や駐車場、スポーツ施設、観光地等約200か所に設置されています。
- ・築30年以上経過している施設が約85施設ありますが、10年後には約135施設に増える等、今後急速に老朽化が進みます。
- ・施設管理は、市の直営だけでなく、観光協会や町内会、自治会等で行っています。

② 課題

- ・古い施設は、暗い、水洗化や洋式化されていない、男女共用といった課題を抱えており、利用者にとって使い難い状態となっています。
- ・利用頻度に応じて清掃回数を設定していますが、週1回から2回となっている施設では、清掃が行き届かない場合があります。

- ・老朽化が進んでいる施設は、施設の必要性を含め改築の検討が必要になっていきます。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

- ・公園内トイレの改修は、利用頻度及び老朽化を判断し、整備・更新を進めます。
- ・利用者に快適に使用していただくため、利用頻度に応じた清掃回数の見直しを進めます。
- ・下水道普及地区における浄化槽や汲み取り式の公衆トイレは、地区の下水道や浄化槽への接続を検討します。
- ・施設の老朽化に伴う整備は、施設の必要性等を検討し、整備を進めます。
- ・利用者の利便性を確保するため、バリアフリーや子どもの利用に配慮したトイレへの更新や設置を検討します。

(26) 市営住宅

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
安全・安心な生活基盤の整備	市営住宅	16	58,108

①現状

- ・市営住宅は、櫛引地域を除く各地域に設置されています。
- ・公営住宅の耐用年限は、耐火構造の住宅は70年、準耐火構造の住宅は45年、木造は30年に定められていますが、本市の市営住宅は高度成長期に大量に建設した数多くの住棟が耐用年数の2分の1を経過するなど老朽化が進んでいます。
- ・人口が減少する中、高齢化、核家族化の進行により、単身世帯や高齢者のみの応募が増え、本来一般家族向けに建設された市営住宅の間取りと世帯人員との間にミスマッチが生じています。また、高齢者、障害者に対応したバリアフリー対応の居住環境が不足しています。
- ・入居世帯数は年々減少しているものの、低層階の入居率は依然高い状況にあります。

②課題

- ・今後、改修を必要とする住宅が急速に増加することが懸念されます。
- ・居住世帯の状況に適した住宅供給が必要であり、特に高齢者、障害者、ひとり親世帯の居住を安定的に確保する必要があります。
- ・人口減少や高齢化の進行に伴い、今後も入居者の減少が進んでいくことが想定されることから、適正な管理戸数の把握や空き住戸を有効に活用する必要があります。

ります。

③今後の管理に関する基本的な方向性

- ・市営住宅ストック（市が所有・管理している市営住宅の数量や状況）について、団地別、住棟別、構造部分別に目安となる耐用年数の設定を行うほか、改修や修繕の履歴データや日常点検における結果を一元管理し、それらをもとに劣化度を総合的に判断する等、適切に把握することで、効率的かつ効果的な維持管理計画の作成に努めます。
- ・市営住宅の維持管理は、ライフサイクルコスト（資産の全生涯で発生する費用）の削減につなげることを維持管理の基本とし、市営住宅ストックの状況に基づき計画を作成し実施するものとし、必要に応じ随時見直しの検討を行うなど、予防保全的な維持管理を推進することで修繕周期の延長を図り、費用の削減に努めます。
- ・市営住宅の維持管理に係る計画作成及び実施に当たっては、既存設備の維持保全だけでなく、耐久性の向上に資する改善等を積極的に取り入れるものとし、特に経年劣化が進みやすい外壁や屋根及び給排水管等は、重点的に耐久性の向上を図り、長寿命化及びライフサイクルコストの削減に努めます。
- ・人口や世帯構成の変化に対応した市営住宅の提供及び人口や世帯数、市営住宅の入居率、公募倍率等の推移を踏まえた、必要とされる管理戸数を検討します。

(27) 下水道施設

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	数量
安全・安心な生活基盤の整備	下水道・集落排水建物施設	39	28,435 (㎡)
	下水道・集落排水管渠	-	924 (km)
	浄化槽	512	-

①現状

- ・一定の住宅が密集し集合処理に適した地域を公共下水道事業及び集落排水事業により整備し、山間地を中心に住宅が散在し個別処理に適した地域においては浄化槽事業により整備しています。令和6年度（2024年度）末の普及率は公共下水道82.1%、集落排水13.1%、浄化槽は0.9%となっており3事業合計の普及率は96.1%となっています。
- ・令和6年度（2024年度）末時点で、建設から30年を経過した処理施設は公共下水道12施設、集落排水3施設の計15施設であり、10年後には公共下水道15施設、

集落排水11施設の計26施設に増加する見込みです。また、管路施設は、公共下水道が約340km、集落排水が約80km、計420kmが30年を経過しており、10年後には約750kmまで増加する見込みです。

- ・人口減少や節水意識の高まりにより、下水道使用料収入は減少傾向にあります。

②課題

- ・旧市町村ごとに整備された処理施設を引き継いだ結果、現在では公共下水道17施設、集落排水22施設、浄化槽512基を維持管理しており、施設数が多く、さらに、老朽化施設の増加に伴い、改築・更新や維持管理に係る費用の増大が見込まれます。
- ・近年多発する地震や豪雨等の自然災害に対応するためには、災害に強い下水道の整備と、安全かつ持続可能な施設管理が求められます。
- ・人口減少や節水意識の高まりにより下水道使用料収入は減少傾向にあり、維持管理に必要な財源の確保が困難になっています。

③今後の管理に関する基本的な方向性

- ・下水道施設は、健全な状態を維持し、社会インフラとしての機能を確保するため、計画的な維持管理に取り組むとともに、施設の老朽化対策や耐震化・耐水化対策についても計画的に改築事業を進めます。
- ・処理施設は、老朽化や人口減少に伴う汚水量の減少に対応するため、統廃合による施設再編を計画的に進め、施設の最適化と運営経費の削減を図ります。
- ・施設の維持管理に当たっては、民間事業者の人的資源や創意工夫を活用した包括的な民間委託を導入し、維持管理全般の効率化とコスト削減を図るとともに、下水道サービスの質的向上を目指します。
- ・「鶴岡市下水道ビジョン」に基づき、持続可能な下水道事業の推進に取り組めます。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、事業運営の効率化に努めます。

(28) 庁舎等

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	施設数	延床面積 (㎡)
(全般的に関連)	庁舎、東京事務所、 職員研修会館、 除雪機械格納庫等	17	36,209

①現状

- ・庁舎等の施設は、庁舎事務所が8施設、除雪機械格納庫が4施設、その他施設が5施設設置されています。

- ・ 築30年以上経過している施設が11施設ありますが、10年後には13施設に増える等、今後急速に老朽化が進みます。
- ・ 庁舎事務所8施設のうち、5施設が築30年以上経過しています。

②課題

- ・ 庁舎の多くが築30年以上を経過しており、施設が老朽化していることから、それに伴う経費の増加が見込まれます。
- ・ 施設機能を維持するため、施設内の変圧器や空調機等の各種設備の修繕や更新に加え、耐震補強や建替え等の検討が必要です。

③今後の管理に関する基本的な方向性

- ・ 日常の保全及び定期点検や診断等により、施設の安全性確保や施設機能の維持に努めます。
- ・ 予防的な保全や計画的な修繕により、施設の長寿命化を図るとともに維持管理コストの低減を図ります。
- ・ 人口減少等の環境の変化を踏まえ、規模の適正化とともに、周辺の他施設との複合化等を引き続き検討します。
- ・ 施設整備を行う際には、耐震補強を含めた大規模改修や建替え等を検討します。

(29) 土地

位置付け (市総合計画の主要関連施策)	対象	面積 (km ²)
快適な都市環境の形成	市有地 (公営企業会計に係る土地も含む)	53.9

① 現状

- ・ 市が所有する土地は、公共施設や道路、学校、農地、公園等の用地として広く利用されています。
- ・ 令和6年度(2024年度)末時点の総面積は53.9km²であり、このうち一部には具体的な利用が決まっていない土地(遊休地)も含まれます。また、公共施設用地として借りている土地もあります。

② 課題

- ・ 市有地は、建物等と同様に維持管理に要する経費が発生しており、特に遊休地の管理コストが財政負担となっています。
- ・ 人口減少や施設需要の変化により、今後さらに未利用・低利用地が生じる可能性があります。

③ 今後の管理に関する基本的な方向性

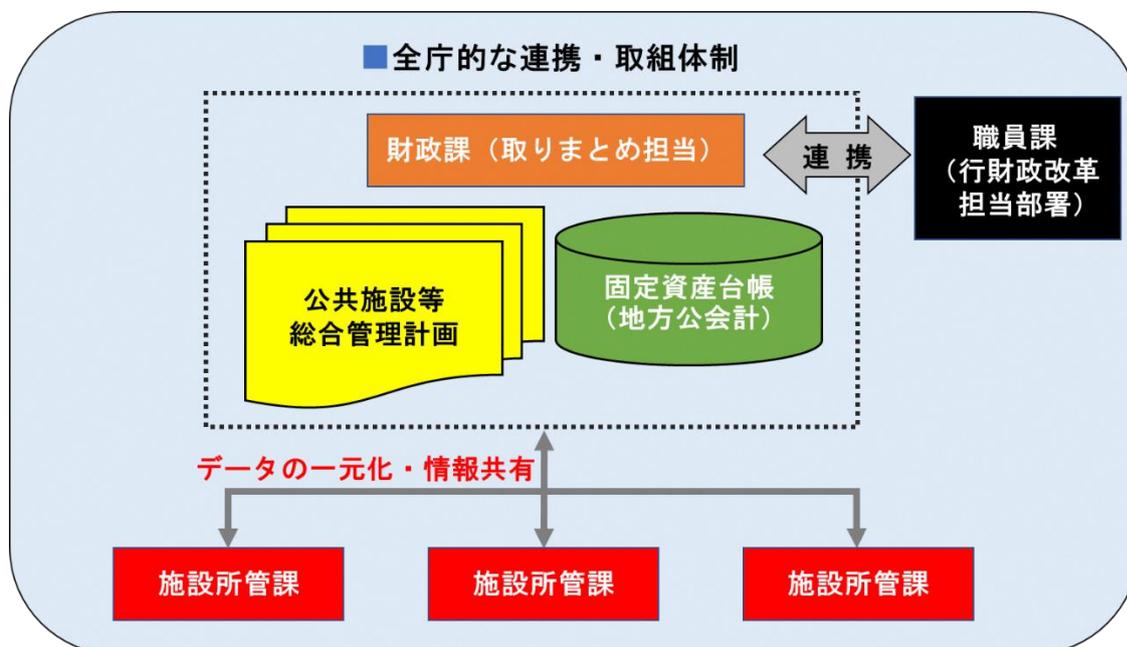
- ・ 遊休資産となっている土地は、売払い又は貸付けを推進し、維持管理コストの削減と自主財源の確保を図ります。
- ・ 新規取得は抑制し、必要な場合は費用対効果や代替可能性を十分に検討します。
- ・ 借地の在り方も見直しを行い、長期的に合理的な利用形態とします。

第5章 本計画の着実な推進に向けて

1. 取組体制

公共施設等の施設管理については、これまで同様に各所管課で行いますが、財政課（取りまとめ担当）が統一的な基準による地方公会計に基づく固定資産台帳データの一元管理を行い、各施設所管課から個別施設計画等の進捗状況の報告を受けながら情報共有や調整を図ります。

そのほかに、公共施設の統廃合等にあたっては、職員課（行財政改革担当）と連携します。



2. 計画管理・情報共有

(1) 施設類型別基本方針及び個別施設計画による計画管理

総合管理計画の適切な進捗を図るため、全体の計画期間が30年であることに對し、施設類型別基本方針を10年ごとに見直すことで進捗状況を管理します。

あわせて、社会情勢の急激な変化等が生じた場合には、必要に応じ総合管理計画の見直しを行います。

(2) 公共施設等の管理に関する情報の共有

施設所管課は、施設類型別基本方針及び個別施設計画の進捗状況と固定資産台帳データの更新を行い、財政課がデータを集約し、全庁に情報を共有します。